

# 会議録

平成 28 年 8 月 1 日(月) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 5 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員  
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 2 時 52 分  
事務局 吉 田、西 嶋

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**平野委員長** 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから第 5 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

早速、本日の会議をはじめたいと思います。

各委員の皆さん、また副町長をはじめ、総務課長、総務課の皆さん、大変ご苦勞様でございます。

きょうの調査事項といたしましては、総務課の財政収支計画についてとふるさと納税の現況についての 2 点を調査してまいりたいと思います。

### 2. 調査事項

#### (1) <総務課>

##### ・財政収支計画について

**平野委員長** 早速、財政収支計画について資料が出ておりますので、説明を求めます。

若山課長。

**若山総務課長** おはようございます。

早朝からの総務・経済常任委員会の事務調査、ご苦勞様です。

総務課所管の木古内町財政収支計画とふるさと納税の現況につきまして、報告をさせていただきます。

財政収支計画につきましては担当主査の田畑のほうから、またふるさと納税につきましては、担当主査の幅崎のほうから説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

**平野委員長** それでは早速、説明をお願いします。

田畑主査。

**田畑主査** おはようございます。

総務課財政グループ主査の田畑です。本日は、よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料の説明をさせていただきます。

1 ページ目をご覧ください。

まず1 ページ目につきましては、平成 28 年 7 月現在の財政収支計画となっております。

続きまして、2 ページ目につきましては、前回の常任委員会でお示ししました平成 26 年 11 月現在の財政収支計画となっております。

3 ページ目につきましては、今回の収支計画と前回の収支計画の対比表となっております。

続きまして、4 ページ目につきましては、財政収支計画を試算するにあたり、項目別の算出方法の考え方について記載をしております。

続きまして5 ページ目は、今回から新たに追加した様式となります。

従前の計画では 10 年間の事業費に対しまして、財政調整基金及び備荒資金がどのように推移していくかを収支計画上で算出しておりましたが、近年、江差線代替輸送確保基金や旧江差線施設解体撤去事業準備基金などの大口の特定目的基金を積み立てしていることから、基金額等の推移を別表で作成をいたしました。

資料の見方について、ご説明いたします。

まず一番左の基金名が現在、町が積み立てている基金となりますが、そのうち特定目的基金はその名のとおり、決められた目的にのみ充当可能な基金、財政調整基金及び備荒資金については、収支計画上赤字補填等に充当できる基金としております。

各年度の積立額には、基金運用利子のほか、財政調整基金は予算上の収支剰余額、特定目的基金のうち教育基金とまちづくり応援基金等は各寄附金、江差線代替輸送確保基金及び旧江差線施設解体撤去事業準備基金は J R からの支援金を積み立てております。

1 ページ目の収支計画の基金残高欄には、財政調整基金と備荒資金の年度末残高を足しまして、それに各年度の収支剰余分を加えたものを収支試算基金残高として計上し、各年度の収支赤字分については、財政収支計画上の基金充当ルールとして備荒資金の超過納付分から財政調整基金、備荒資金の普通納付分の順に取り崩し額に算入をしております。

また、特定目的基金の取り崩し額につきましては、当該年度の歳入の繰入金に算入をしております。

なお、3 ページの対比表の平成 24 年度・平成 25 年度の下段の基金残高で若干の差額が生じておりますが、こちらは一部特定目的基金が含まれていたことによるもので、今回の収支計画で修正をさせていただいておりますのご了承をお願いします。

それでは、資料の説明が終わりまして、今回お示しした収支計画について、変更点等を説明をさせていただきます。

資料につきましては、1 ページと 3 ページをご覧くださいとわかりやすいかと思います。

まず、平成 26 年度実績額につきましては、従前計画の平成 26 年 11 月現在のものから平成 26 年度決算額を掲載をいたしました。

続いて、平成 27 年度につきましては、取りまとめました決算実績額を掲載しておりますが、まだ決算審査前でありますので推計決算額として表記をしております。

平成 27 年度推計決算額では、収支は 2 億 3,650 万円の黒字となっており、それから次年度に繰り越す財源として 660 万円を差し引いた 2 億 2,990 万円が実績収支額となります。

一番下段の基金残高につきましては、5 ページの基金額等の推移に記載をしておりますが、平成 27 年度基金残高 18 億 7,090 万円に財政調整基金及び備荒資金積立額 3,630 万円を加算した 19 億 720 万円計上しており、平成 27 年度の収支剰余額 2 億 2,990 万円につきましては、平成 28 年度の繰越金の欄に参入をしております。

続いて平成 28 年度につきましては、平成 28 年度 6 月補正時点の予算額に平成 27 年度継続費通次繰越額と繰越明許費を加算いたしまして、さらに普通交付税につきましては、7 月に決定された交付額を算入しております。

また、繰越金には予算額 100 万円に、継続費通次繰越及び繰越明許費に係る繰越財源 660 万円を加算し、さらに先ほどご説明いたしましたとおり平成 27 年度の収支剰余額 2 億 2,990 万円を加算しています。

この時点で 3 億 7,510 万円の収支剰余が発生しておりますが、これから 5 ページの基金額の推移をご覧くださいと一番上段の財政調整基金の取り崩し額で、2 億 4,150 万 7,000 円を予算計上しておりますので、こちらを差し引いた 1 億 3,359 万 3,000 円が現時点での平成 28 年度の実質収支額となります。

この数字につきましては、今年度 9 月から 3 月の補正等の状況によりまして増減をしていくところであります。

平成 29 年度以降の変更について、歳入からご説明いたします。

まず、自動車取得税交付金につきましては、消費税が 8 %に増税されたことに伴い税率が引き下げられておりましたが、平成 27 年度決算でおおよそその実績額というのが判明いたしましたので、平成 28 年度予算額に合わせて減額をしております。

なお、平成 30 年 10 月からの消費税 10 %への再増税と、それに伴います自動車取得税の廃止につきましては、まだ不透明な部分もございますので、こちらにつきましては実際に税制改正をされた時点で修正を加えていきたいと考えておりますので、現時点ではこの部分については算入をしております。

普通交付税につきましては、平成 28 年度から平成 27 年度国勢調査実績数値が算入され、前年度からおおよそ 2.2 %減少しておりますが、当初の収支計画策定時の想定より良化をしていることから今回は修正を加えました。

ただし、普通交付税につきましては、昨年度から人口減少対策の緊急度が高い市町村に多く配分をされ、段階を経て人口減少対策の取り組みで成果を上げた市町村に多く配分をされるという仕組みや、歳出効率化に向けて他団体のモデルとなるようなものを交付税の基準財政需要額算定に反映される仕組み、こちらトップランナー方式と言われているものですが、こちらが導入されていることから、現状では段階的に減少をしていくものと見込んでおります。

なお、人口一人当たりの交付税影響額につきましては、平成 28 年度単位費用で試算をしますと、19 万 9,000 円となります。

続きまして、国庫支出金、道支出金、地方債につきましては、地方創生先行型事業をはじめとして、江差線バス運行補助金等の特定目的基金充当事業など、従前計画から現在に至るまでの期間で、新たに第 6 次振興計画に登載をいたしました事業に係る歳入を算入してお

ります。

財産収入には、今回から新たに基金額等の推移を作成したことから、特定目的基金運用利子収入を加算をしております。

こちらにつきましては、歳出の積立金に同額を計上し、基金積立額に算入をしておりますので、このことによる収支の剰余額というのは発生をしないということになります。

また、繰入金につきましては、先ほど 5 ページの説明の際にも言いましたが、特定目的基金充当分を各年度に算入をしております。

また、従前計画では、病院事業に係る過疎ソフト分の繰り入れが平成 31 年度までとなっておりますが、こちらを平成 35 年度まで病院事業が過疎ソフト対象事業を実施するものとして再算定をしまして、繰入金を算入しております。

続いて、歳出になりますが、物件費、補助費等、公債費、普通建設事業費につきましては、歳入で説明しました新たに第 6 次振興計画に登載した事業に係る経費となります。

積立金につきましては、歳入で説明しましたとおり、特定目的基金運用利子収入を積み立てているものです。

投資及び出資金、貸付金につきましては、従前計画では道南いさりび鉄道に係る経費を出資金として計上しておりますが、平成 28 年度予算から運行補助金として予算計上をいたしましたので、出資金から補助費等に振替を行ったものです。

これらの変更を加えた上で、平成 35 年度末の財政調整基金及び備荒資金残高は、3 億 7,650 万円と従前計画より 1 億 5,332 万 1,000 円良化しておりますが、良化の要因としては、平成 27 年度の実質収支額が黒字となったこと、平成 28 年度の普通交付税が当初の想定より減少をしなかったこと、平成 28 年度の普通交付税決定額を受けて、次年度以降の交付税額に修正を加えたことが上げられます。

一方で、悪化の要因としましては、地方創生先行型事業が国庫補助対象外とされたことにより一般財源の増、こちらは 8,000 万円程度と見込んでおります。

また今後、悪化の要因となる事項としましては、マイナンバー・情報セキュリティ対策などの現段階で自治体負担が判明していない事業に係る自治体負担や、企業誘致等で新たな事業を実施するなどの負担増というものが上げられます。

最後に、5 ページの基金等の推移について、特定目的基金のうち教育基金及びまちづくり応援基金につきましては、それぞれ寄附金を積み立ておりますが、基金充当については収支計画上、教育基金は児童・生徒用パソコンの更新費用に充当しておりますが、まちづくり応援基金につきましては、病院・老健事業とも関連することから収支計画上は充当先を決めておりません。

こちらの基金充当事業につきましては、今後の寄附金等の動向なども踏まえ、関係課と充当事業の協議を進めた上で、適宜修正を加えていきたいと考えておりますのでご了承承願いたします。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**平野委員長** 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けします。

質問の前に確認なのですが、財政収支計画を今回出されたのは、28 年の 7 月修正ということになっていまして、去年は財政収支計画についての事務調査は行ってなかった

のです。添付されている資料が一昨年(2010年)の11月現在で、一昨年は12月に財政収支計画の調査を行ったのですけれども、要は修正をするというのはどのくらいのスパンで。たまたま今回は常任委員会の前の月に修正ということになっているのですけれども、町としては修正を1年に何回なのか、時期はいつなかということは決まっていないのですか。

田畑主査。

**田畑主査** 収支計画の修正につきましては、収支計画上大幅な変更が見込まれる場合というところで修正を加えておりますので、あとはその年度当初ですとか、補正で気になる補正の案件ですとか、そういった部分が加わった場合に修正を加えておりますので、時期ですとか期間、修正の何回ですとか、そういった部分については特に決めておりませんで、適宜修正を加えているような状況となっております。

**平野委員長** 因みに1年で、いままでのデーターからいくと何回くらいですか。例えば、交付税というのは見込みで作っている中で、確定した段階で必ず手を入れているものなのか、それも含めて1年をとおしてどのくらい平均なのか。

田畑主査。

**田畑主査** はっきり言えることは、間違いなく1年に一度は実績額に置き換えるという部分がありますので、そういったところでは修正を加える部分がございますので、そちらについては1年に1回は間違いなくそういった部分では手を加えているというところになります。

**平野委員長** わかりました。

それでは、質疑をお受けします。

福嶋委員。

**福嶋委員** 先般、7月27日の道新の渡島・檜山交付税の決定額で、木古内は2.1%マイナス、約2,000万円の減というようなことで決定されたようでございます。それに合わせて、いまこの計画は2.2%で減で若干、何百万単位これより変わっておりませんが、これと交付税の中に特交とあるのですけれども、特別交付税は年度末でなければ決まらないですね。普通交付税の額が2.1%と我が町では2.2%を見た。道新の状況では、木古内町では2.1%の減だと。

もう一つは、これは七飯あたりでも4.6%減っていると。減っている原因は、北海道新幹線車両基地の固定資産税の増加の部分が影響したという記事になっているのですけれども、我が町のいままで負担してきた負担金に対する固定資産税の増額がどの程度だったのか、この増額分を見ているのか、その経緯についてわかる範囲内でお願ひします。

**平野委員長** 田畑主査。

**田畑主査** 福嶋委員からのお尋ねのところでございますが、まず新幹線の関連に係る固定資産税につきましては、今年度はまだ入ってきておりませんで、次年度から交付税として算入される予定となっております。

また、収支計画上につきましては、平成26年の11月の修正時にそういった部分の建設に係ります固定資産税の部分について、一定程度算入をさせていただいておりますので、そちらについては一応含まれているものとしてご認識をしていただきたいと思います。

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 今回、1 ページの資料と 5 ページの基金の関係の部分。これは、当初資料をもらった時に、一番例えば後段の数字の部分についても 5 ページの表であれば、収支試算基金の残高として数字が合致をするということなのだけれども、例えば上段の金額と 1 ページの部分の事業総体の数字の部分と、これは全く関係のない数字なのかどうなのか。ちょっとその辺の見方が口頭で田畑主査が説明をしてくれたのだけれども、なかなかメモも取れないどころかという部分で、最後の 1 ページの例えば出資の部分のいさりび鉄道の部分も説明をしていましたけれども、そういう要素があつていさりび鉄道の出資で見ていたものを例えば補助費で今後計上したよという部分は、この 4 ページの部分に書いているのかなと思ったりして、ここがいろいろ縷々算出方法だとかやりくりの変わった部分がここに書いているのかなと思っていましたのですけれども。どうも活字というか印字ばかりであれば、なかなか一つずつ読んだだけではわからないという部分も正直にいつてあるのですよね。その辺、この表の括りは括りとして 1 ページだとか 3 ページは整理されて、差がどうなのだというふうなものはこれでいいのだけれども、どういうふうに例えば交付税であれば先ほど福嶋委員が言ったように、確定されたものの決算に置き換えての部分だとかと意味合いはわかるのだけれども、ほかのものでの動きと。

それと、何回か一般質問等でも財政の意味合いの部分でも議論はしているのですけれども、最終的に毎年いろんな事業の動きの中で、見直しをしているということなのだけれども、例えば 1 ページの資料を見ても例えば基金の繰り入れ。収支の不足解消策として基金で補てんしますよということなのだけれども、そういうことからすれば一番後年次の 35 年の数字を見る限りでは、35 年に 3 億 4,000 万円財源を振り替えなければならない。このあとの表が出ていないから後転するのかわか悪化するのかわからないし、これであればもう基金は底を付くと目に見えていますよね。あと 3 億、例えば 36 年に収支計画でどうなのかというそういう例えば不安化させるようなこういう計画ははたしてどうなのだろう。それであればもう一度再度、財政の健全化を立て直しをして、少なくとも 10 年後の基金目標を 5 億にするのか 10 億にするのかという部分もやはりこれからは必要なのかなと。それに向けて事業の場合によっては圧縮という切り詰めも出てくるのかなと。

今後、人口減少と合わせて人件費の部分だって定員管理の部分を含めて、かなり縷々出てくるものと思っています。だからちょっと、この表はせっかく担当が作ってくれた表は表で、なかなか一つずつ 1 ページ・2 ページだとか 3 ページをなかなか対比するのもこの資料を見て大変なのですよね。なかなか理解のできない部分が多々多いものですから、先ほど田畑主査の口頭で説明をした部分をメモをとろうと思っても全然メモがとれなかった正直な部分なのですよね。そういう要点的な部分があるのであれば 4 ページの表のように、こういう部分が今後例えば出資の投資から補助費で計上となるいうその分が増えるのだよというふうな口述書みたいなものを作ってもらえれば我々としても助かるなと思っています。ちょっとポイント的な部分とすれば、基金の将来 10 年後の目標値の設定というのはどうなのか、きょうは副町長もいますので、その辺の考えというのは持っているのかどうなのかということを含めてお願いします。

**平野委員長** 竹田委員、最初に聞いた聞き取れなかったところというのは、確認をする必要はありますか。それは今後、資料に反映させてほしいというところで留めておいてよろしいですか。であれば、後段のほうの質疑で、一番大事なことだと思うのですが、ちょっ

と私も付け加えさせていただきます。

2年前の11月も2億2,000万円になりましたよ。当然、この数字を算出するにあたっては、以前の時も説明がありました。交付税にしてもほかの歳出にしても最大限最悪のパターンでいっているのだからここまではならないでしょうという思いの元という説明を受けたのですけれども、ただここで表示をされた以上竹田委員が言うように、7年後にはこの金額になってしまうという算出している以上、じゃあこの資料はわかりました。これからこれを増やすためにどういうことをしなければならないのだというところが一番重要なことだと思うのです。ただそれが経費節減に努めますというだけの言葉ではなくて、具体的な考え等があればそれも合わせて説明をいただければなと思います。

副町長。

**大野副町長** おはようございます。

ただいま竹田委員からご質問のあった点、将来の基金目標ということもございましたが、そのことも合わせていま一度、交付税の考え方から入っていきたいというふうに思います。

普通交付税を算定する場合は、人口規模で行政のサービスを行っている内容、あるいは教育、道路、こういったものの整備状況について係数が決まっております。それに合わせて算定をしていくと。例えば人口が4,000人で、ごみ処理経費は4,000人の町のポイントはこうですよ、掛ける単価はこうですよということで、交付税を積み上げていきます。その積み上げた結果というのは国の予算、地方財政計画に合致するものということで、数字が合わさっていくと。例えば、ことしであれば15兆9,000億円でしたか、昨年より下がっています。そういう中で、全ての自治体は下がってはいませんが、減少するというのが普通だろうと我々も押さえていました。その結果、意外にうちについては下がらなかったのかなというのが今回の計算の結果なのですが、それは思いとして言っているのですけれども。それも先ほど言った行政のサービスの提供状況あるいは病院があるなしですか、そういうので老健施設もそうですけれども、そういったところへのサービスがどのように提供されているかということが評価をされてこの数字になっていると。いまちょっと出てきました地方財政計画、ことしと去年と比較をして下がっているのです。国のこれは税収状況によって、あるいは経済活動状況によって変わってきますので、あまり長期では国は出してくれていないのです。10年後財政計画として地方財政は△5%なんていう数字を出してくれているかということ、そういうのは出ていないのですよ。それが出ていない中で、10年後にじゃあ基金はいくらで計算をするかというのはなかなか難しいのです。難しいというより無理があります。それで、町として計算するのは先ほど議長もおっしゃっていましたが、振興計画。長期の町の計画がありますから、それに支出をする財源というのは振興計画で決めていますので。振興計画でやる事業で補助事業になるものは当然収入を見込みますし、単費のものは一般財源だね。ただし、単費であっても基金を借り入れできる事業であれば借り入れをし、そしてその借り入れがまた国からの支援です。交付税に回ってくるのであればそれも見込んで。長期計画である振興計画の数字を入れたことによって結果、基金残高はこうなりますというそういう作りしかいまいところできないのです。それを逆に、例えば35年度に10億残すとします。そうすると、いま作っている計画がありますから、何の事業を止めていくかという選択になってきます。そういうのを作ってはまずいと思います。というのは、やはり長期の発展計画というのを持

っているわけですから、この事業をやるというふうにこれは振興計画の策定委員会のほうで出されたものを受け止めて、町の発展計画として作っているわけですから、この数字をきちんと入れていくというのがやはり普通の手段であって、10年後の基金をいくらに残すためにこういった事業を絞り込んでいくという考え方で作るのは発展計画にはなっていないので、そここのところは理解をしてもらえればなというふうに思っています。

竹田委員から上がったわかりづらいというのは、26年の数字といま作った数字を表に1枚に表して、差額がどうなっているのかというのがすぐ見れる表があればわかりやすいのだと思います。今回皆さんにお示ししているのは、1ページと2ページにわかれていますので、1ページと2ページを見比べてもらわなければならないのですよね。交付税で見れば26年の実績、27年の見込み、28年の決算見込、増えています。26年は5,000万円、27年は1億、28年も1億と。こんなふうにやはりプラス要因がここにあるのだというふうに比べて見れば、最後の平成35年の数字が増えたという要因は掴んでもらえるかなというふうに思います。

あとまた、歳出のほうでも振興計画で載せているものをほぼ26年の時には網羅しているのですけれども、その後、個別に先ほど主査も言っていましたけれども、先行型交付金でやった事業が先行型がはしごを外されたという言い方をしますけれども、補助金が出なくなった中で一般財源化して、これが増えていくのですよという数字も今回は入れていますので、その辺も入れての結果若干35年度には基金残高が良くなっているのかなと。あとはまた、これを良くするためには振興計画のローリングです。いま、はじまってまだ2年ですから今後、さらに計画には盛り込んでいるものの、もう少し延ばせるものは延ばすと。早くやらなければならないものはやるというふうなそういう調整もしていかなければならないかなというふうに思っています。以上です。

**平野委員長** 副町長のおっしゃることは最もですすごい理解はできるのですが、この委員会として当然ながら7年後の残高が3億7,000万円ですと。このまま推移していったら、じゃあこの翌年はどうなのだ、さらに言うと10年後はもう変な話、破綻じゃないかという計算になるわけです。そうなった時に、当然ながら振興計画に載っているのだから、それは当然進めてくださいという話にもならないと思うのですね。ですので、冒頭に言ったように、これは最低ラインの数字を載せているので、ここまではならないでしょうという思いなのかわかりませんが、いま我々はこの資料を基に話をするしかないのです、当然ながらこの金額になったらまずいわけですから、そうならないような進みをお願いしたいですし、そういう説明を求めたいわけですね。納得したいわけですね。いまこの状況で7年後のことですけれども、「いいですね」という話にはなかなかかなりづらいと思うのです。

竹田委員。

**竹田委員** 副町長の説明で一定程度の理解はできないわけでもないのだけれども、確かに振興計画。町の発展計画としての部分は、これから振興計画の見直し等の中では、若干のでこぼこというかそういう修正も出るということでしょうけれども。ただ、いま平野委員長が言ったように、私はやはりそういうことからすれば、基金目標というのはなかなか定めづらいということなのだけれども、そうすれば当然行政側だって事務事業の見直しもしているわけですし、今回たまさか茨城県の守谷市に我々4町の視察をしてきた中で、守谷市では行政側も当然事務事業を評価しているのをやっている。そして、2年前から議会とし



ての事務事業評価というのをやっているという実態。いろんな縷々そこに至るまでの細かい説明もしていましたけれども、私達は質疑の中ではなかなか小さな 4,000 人規模の町であれば、議会が見直しをするということは縮小するか、その事業を止めなさいという廃止に持っていくことしかないわけだから、そういうのはなかなか小さな町ではできないよねという話もちよっとしてきたのですけれども。だから、やはりこれからは確かに振興計画が木古内町には必要だということで一つの発展計画だろうと思うのですけれども、いま一度きちんとやはり中間年での見直しの際に、大きなてこ入れをしなければならないのかなという個人的な考えもあるのだけれども。それも含めてやはり基金の目標がないというのは非常に、こういう例えば資料を町民に配布した場合に、こんなにも貯金がなくなるという心配がされるのかなと思うのですよね。ただ、いままで昨年までの町政懇談会では「単年度収支黒字、木古内町はいまのところは安定した財政です。ですけれども、7 年後にはこうなります。」という説明はしていないのですよね。これは、あくまでも予測の数値ですから、やはりそういう部分まで町民に本当に安心して木古内町で暮らし続けるということになれば、やはり町の窶かなというのが私達の単純な思いなのですよね。ですから、副町長の説明の中でなかなか基金の目標設定はできないということですが、これらはちよっと場合によっては町長との議論も必要なのかなというふうに思うものですから、きょうはこの辺で留めておきます。

**平野委員長** ほか。

又地委員。

**又地委員** 35 年度の基金残高の部分で、皆さん随分心配しているようです。私はある意味では 35 年までいっても計画上は 3 億 7,000 万円もまだ財調が残っていると。ある意味では私は安心していきます。

あと、私が心配をしているのは、従来 3 分の 2 の補助金だったのが地方創生云々で半分になったと。あるいは将来、過疎債充当の借り入れをした時に、交付税で入ってくる。この過疎債の部分で、これは国として永遠に続いていくのだろうかという心配なのです。もし過疎債充当が国の政策の中でだめになると、各自治体はてんやわんやになってしまうだろうと。そうすると、うちで今回出してもらった財政計画は根底から崩れてしまうというような不安が残るのです。このあたりは過疎債充当云々の部分で、どこにどうやってあたらいいのかというのは、私達もわかりません。やはり担当部局のほうでこれが未来永劫、続いていくというような部分なのかどうか、それがわかるかどうか。

それと、田畑主査のほうからあった新幹線の固定資産税がことしはないと、来年からですよというけれども、おおよそどのくらいの試算をしておけばいいのかなと。その辺金額的にわかれば教えておいてください。ということは、その部分は全く今回の財政収支計画の中にはゼロですので、その分はある意味ではプラスの要素が出てくるなというふうに私は感じておりますので、もし正確な数字でなくてもいいですけれども、掴んでいれば教えてください。

**平野委員長** 2 点について。

副町長。

**大野副町長** 過疎債についての今後の見通しということで、ご質問がありました。町では過疎計画をことし 3 月の定例会で見直しをしています。これは、過疎振興法が延長になっ

たということを前提とした改正をしているわけです。過疎振興法の年限については確か 5 年ですか、多分に国会での審議になることをございますので、地方選出議員への要請はもちろんのこと、全国 6 団体による要請活動の中でしっかりと更新をしていってもらえるような努力を積み重ねていくということがこれからも過疎債が充当していく前提になってきます。そのための我々としましては、この 8 区間内の先生には要請をしまいにし、渡島町村会、北海道町村会の中で要請活動をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

**平野委員長** 田畑主査。

**田畑主査** 又地委員からお尋ねの新幹線に係ります固定資産税につきましては、こちらにつきましては固定資産税についてですが、こちらのほうで試算をしている額としましては、29 年から 35 年まででおよそ 1 億 2,000 万円程度というふうに見込んでおります。

こちらにつきましては、単純に固定資産税のみ計算をすともっと額は大きいのですが、新幹線につきましては三島特例ですとか、新幹線特例といったものが減税の措置として取られますので、額としてはその程度というふうに見込んでおります。

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 若干、議長と自分の考えが違うのか。例えば、3 億 7,000 万円財調があれば安心だという考えと、私は不安なのですよね。だから、そういう部分についてのやはり議論をもう少し今後、財政の収支計画ばかりではなくて、財政の交付税の勉強会を含めて、今後議会としても必要なのかなというふうに思っています。言葉では確かに交付税の算定のルール、こういうことから入ってくるのと出る副町長の説明で、町がどれだけのサービスを提供するかその事業と。それと、補正係数だとか何とかともう単純に人に例えば 1,000 円掛けて出すというのではなくて、簡単にいかない仕組みになっているなかなか 1 回では理解ができないというそういう交付税の流れがあるものですから、今後はやはりそういうものも含めて議会としても少し勉強をしていかなければならないのかなというふうに思っています。

いまま同じだろうと思うのですけれども、入ってくる歳入の財源については厳しく、財政収支計画の見込んであるということで、結構。だから、最終的に決算になれば意外と財政が後転するという仕組みがずっと今日まで続いてきているから大変良いのはいいのだけれども、ただやはり末尾の数字を見れば心配な要素がありますので、きょうはそれ以上の議論はしませんけれども、議会としてのそれぞれの受け止めの中で、その辺の捉え方も若干違うのかなというふうに思いました。

**平野委員長** ほか。

又地委員。

**又地委員** 竹田委員が言ったように、細かい数字の部分でもやはり聞きたい部分があると思うのだよね。きょうはその議論はしないほうがいいのか。例えば、人件費にしてもあるいは物件費にしてもずっと下がって行ってボンと例えば多くなる年度とかあるわけですね。それはどうしてかと本当は聞きたいと思うのだけれども、きょうはその辺の議論はしないほうがいいのか。そうも思ったりしております。

ただ、先ほど新幹線の固定資産云々の部分で、29 年から 35 年まで 1 億。これはいろいろ

る特例法の部分を加味してということなのだけれども、そうしたら最低でも 1 億 2,000 万円は出てくるという捉え方でいいのですか。

**平野委員長** 田畑主査。

**田畑主査** こちらの試算につきましては、町が負担している新幹線の建設の負担金から算出をしておりますので、その部分については新幹線の特例ですとかそういった部分もその時点の情報で算出をしておりますので、その時点では最低限この程度はというふうに想定をしておりますし、あとは償却資産の部分でいうと新幹線の鉄路の部分ですとか、そういった部分についてはちょっと想定できない部分も逆にありますので、その部分が来年度どの程度出てくるかによってはまた大きく修正される部分があるかというふうに考えております。

**平野委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 1 点、私から。財政担当としては、言葉のあやとしてもことしに関しては仕方がないと思うのですけれども、今年度については財政が前回よりもマイナスになった要因として、地方創生の国からの予算が外れて自己財源を使ってしまったとやむを得ない事情があったと思うのですけれども、そのお陰で収支がマイナスになったという言い方はまずいと思うのです。私は、地方創生事業というのは当然ながら地域を活性化するため、人口減少を歯止めするため、その結果このような基金の減少等を減らす事業であるので、今後も当然担当課はまちづくり新幹線課ですけれども、その事業をやることによって経済が悪化するというようなニュアンスではまずいと私個人は思いますので、ことしに関しては事情がありますので、そのような思いです。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** それでは、総務課の 1 点目の財政収支計画については、以上で終えたいと思います。

次の項目に入る前に、暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 10 時 51 分

**再開** 午前 11 時 00 分

#### ・ふるさと納税の現況について

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

総務課引き続きの調査事項といたしまして、ふるさと納税の現況について、こちら資料が出ておりますので、まずは資料についての説明を求めます。

幅崎主査。

**幅崎主査** それでは、私のほうから資料に基づいて説明をさせていただきます。

6 ページ目をお開き願います。

こちら昨年度 1 年間の実績になりますが、本格的に事業が動き出したのは今年の 6 月ですから、実質 10 か月の実績となります。

まず、1 番目ですが件数は 192 件で、金額は 604 万 6,000 円となっております。

それぞれの寄付者別の金額につきましては記載のとおりですが、200 万円や 100 万円の大口の寄付もございまして、一番多いのは 1 万円の寄付をされたかたで、全体の 91 %を占めております。

寄付されたかたの地域別で見ますと、一番多いのが東京都を含む関東エリアで 96 件、次いで札幌市が 30 件、近郊の函館・北斗市管内で 16 件と、それ以外では 50 件ほどとなっております。

なお、詳細につきましては、8 ページから 15 ページに掲載しておりますのでご参照願います。

こちらは、寄付者の個人名は伏せておりますが、住所を簡略化したものを表記させていただいております。

表の見方なのですが、左側から寄付金額、入金方法、受領日、中ほどには寄付金の使い道、また一番右の欄にはふるさと納税事業に伴う返礼品の希望された内訳を記載しております。

6 ページにお戻り願います。

2 番の納付方法についてですが、インターネットを介してのクレジット決済が最も多く、全体の 77 %で、147 件となっております。続いて、郵便振込の 30 件、銀行振込 11 件、現金が 4 件となっております。

クレジット決済といいますのは、インターネットを利用して申し込みされたかたが、振込手続きだとかそういったことを行わなくても、自動的に自分のクレジットカード会社から町の口座へ振り込まれる方法をいうものです。

3 番の特産品の実績内訳なのですが、①番のはこだて和牛から⑩番の北じま洋菓子セットまでは通常の申込みによる返礼品で、⑪番のはこだて和牛セットと海産物につきましては、高額の寄付者に対しての特別に用意したものとなっております。申込件数はそれぞれ記載のとおりとなっております。

ご覧のとおり圧倒的に、上段のほうの和牛関係の申し込みが多い状況となっております。

6 ページ下段のほうには、寄付額に対します贈答品の金額の目安を記載しておりまして、1 万円以上から 5 万円未満は送料を含めて 3,500 円から 5,500 円程度、5 万円以上から 10 万円未満のかたにつきましては、1 万円から 1 万 6,000 円、同じく 10 万円以上の寄付をされたかたには、2 万 5,000 円から 3 万円程度としております。

続きまして、7 ページをお開き願います。

4 番の事業実施に伴う事業費について、記載しております。

①番の特産品の購入費用といたしまして、81 万 2,000 円、②番の運賃で 17 万 4,000 円、③番のインターネット関連、こちらはふるさとチョイスというインターネットのサイト及びネット決済に利用しますヤフーさんのサイト、この二つで 10 万 6,000 円を支出しております。

合計 109 万 2,000 円となっております。寄附金の収入が約 600 万円ですので、およそ 500 万円ほどが町の純粋な収入ということで理解していただきたいと思っております。

なお、昨年 11 月に匿名のかたから 100 万円寄附をいただいておりますが、今回資料でご報告しました金額には含めておりませんのでご承知おき願います。

続きまして、5番のはこだて和牛の状況等についてです。

昨年の7月以降、在庫量が不十分ではこだて和牛の品切れ状態が長く続いておりました。久上さん以外の取扱店へ協力を求めてまいりましたが、現在はホクレンさんの追加供給が可能となりましたことから、品切れ状態は短期間で現在は解消される状況となっております。

最後、6番の今年度28年度の現況についてなのですが、4月から7月までで50件、これが資料提出を取りまとめた段階ですので、いまは2・3件ほど若干増えておりますが、約6万8,000円となっております。

また、ふるさと納税事業で取り扱います特産品等の拡充について、こちらにつきましてはヤママルさんのホタテのほか、資料記載の数点を追加したいと考えております。

私からの資料の説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**平野委員長** 説明が終わりました。おおよそ27年度の実績についての資料の添付となっております。今後の決算委員会の中でも当然出てくる話だと思えますけれども、せっかく調査事項ですので質問を承ります。質問のあるかたはどうぞ。

福島委員。

**福島委員** 先ほど匿名できた11月に100万円を寄附されたかたについて、掲載していないという報告がありました。匿名できたから名前を出さないでくれと、だから報告だけで中に入れないのだという根拠。どうしてそういうふうにしたのか、すべきだったのか。それから、そういう人がどういう目的で木古内にどういうあれで、そういう匿名をして名前を出さないでくれという趣旨なのか。その辺わかる範囲内でお願いたします。

**平野委員長** 幅崎主査。

**幅崎主査** 福島委員からのお尋ねですが、こちらの匿名者の100万円につきましては、昨年の11月にふるさと納税の事業にということではなくて、薬師山の芝桜の景観事業のこちらのためにということで、町長宛てに現金で100万円が箱に入って届いたものでございます。偽名を使っておりましたので、町としては匿名と言いつつも何らかの感謝の言葉だったり、お礼を差し上げたいというふうには考えていたのですが、なかなか偽名からではいろんな北斗市というふうには書いていたのですけれども、北斗市さんにもいろいろ調べていただいたところ、そういったかたは見当たらないというような回答で、匿名者が誰かというのは特定できませんでした。ただ、間違いなく町が100万円もらって今後、事業に使わせていただきますという周知を道新さんと函新さんをお願いをしまして、芝桜の景観事業に匿名者から100万円いただいたという記事を載せていただいております。また、町政広報のほうにもそういった間違いなく受領したということと、寄附者の意図を踏まえた事業に使わせていただきたいという報告をしております。

今回の資料から省かせていただいたのは、ふるさと納税に関する常任委員会ということで、この部分はちょっとそれと違った寄附金だったので、省かせていただきました。

**平野委員長** 福島委員。

**福島委員** 私は、木古内に新幹線で来たら薬師山の芝桜が非常に綺麗だと。これは、特に象徴して町のためにそれを寄附してくれたと。そういう意味から含めれば木古内に何か関係があるか、また近くにいるのか、しょっちゅう見ているのか、その辺が無関心の方はよこさないよね。ただ、心の広い人で町全体としてこういう一生懸命やっているところに何

らかのそういうやってやりたいなど。そういうふうにはやはり心に合った努力をして、きちんと来年からもっともっと綺麗になるような施策をやってほしいというふうに思います。

特に、ことしの5月9日の夕刊のみなみ風に薬師山の記事が載っていたのです。私の知っている友達からも「木古内の芝桜の綺麗なやつが載っていましたね」と電話が来ました。その時は、一番上の向かってお地蔵さんのある右側の角が一番早く咲いていた。そうしたら、下のほうが遅く咲いてかなり上と下とのバランスが崩れていた。上がなくなった頃に下が出てきた。そうしたら、下が出てきたら上がもうしおれてしまった。1回にパッと咲くような施策をどうしてこうなったのだと。日照時間の関係もあるだろうけれども、その辺お金をかけて毎年草取りをいまもやっているようですから、一つ全力を挙げて町のために寄附した人のためにも頑張ってもらいたいという要望をして終わります。

**平野委員長** ほか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

今回の実績の表が非常に見やすく、分析も最初の頃に比べると資料として大変見やすいなと思います。その中でまず1点、住所が詳しい部分は省略しているということなのですが、性別と年齢ももしわかればお教えいただきたいなど。その年齢という部分では、若い世代なのかそれともある程度のいま現役世代のかたなのか、退職されたかたなのか。ふるさと納税、そして木古内に対する思いの部分で、どういうかたが納税しているのか、年代のかたです。それが、もしかしたら東京木古内会であったり幅広い部分で、より詳しい分析ができるのかなとちょっと個人的に思いました。

2点目が、6の平成28年度の部分で今後追加する予定で、ほたて、みそぎの舞セットですとか野菜、ふっくりんこと書いていますが、高額者以外にも期間限定・数量限定でも構いませんので、是非海産物も追加してほしいなというふうに個人的に思っています。もちろん数量でありましたりとか時期的なものはあると思うのですが、そこも逆に魅力的な部分という形で表現を変えてもらえれば内容が充実するのかなと思っております。

あと、最近には新幹線が開通いたしましたので、JTBさんでしたり大手と組んで旅行チケットとして登録をしている自治体もあるようです。まだ、北海道という枠で見ますと日本の中で北海道は、旅行チケット等のサービスをやっている自治体がまだ少ないですので、北海道新幹線の駅もごさいますし、そういった意味では非常に魅力的なアイテムになるのかなと思っております。

3点目が、今回約500万円が町の実質の入りということなのですが、個人的にはもっと力を入れれば2倍にも3倍にもなるのかなと思っております。

その内訳の部分で1万円のかたが175人、91%ということですが、よく洋服の青山とかあともう1着買えばどうのこうのといういろんなやり方はあると思います。実際、私ではなくて例えば40代で年収500万円ぐらいのかたの場合、おそらく6万円から8万円ぐらいの控除金額だと思うのです。ということは、1万円は何箇所も寄附をされていると思いますので、そういう寄附をしているということは1万円プラス1万円にも2万円にもなる可能性があると思いますので、順調に少しずつ進んでいるとは思っていますので、今後のもっとどのように力を入れていくのかという目標の部分もいまわかる範囲で構いませんので、教えていただければなど。具体的な金額をもし教えていただければ大変嬉しく思います。以

上です。

**平野委員長** 幅崎主査。

**幅崎主査** 鈴木委員さんから数点の質問をいただきました。

まず 1 点目の寄附者の分析をより詳しくということで、性別あるいは年齢等を教えていただけないかというお尋ねなのですが、寄附をされたかたの情報というのは一番多いインターネット決済であれば、町のほうのメールアドレスのほうに情報が提供されます。その時に、申込者から生年月日だとか性別、全て書き込みがあればそういった資料の作成が可能なのですが、生年月日だとか記載されないケースもかなり多いものですから、資料としてはなかなか完全なものにならないので、ここにはちょっと載せておりません。

ただ、質問の中で出ておりましたどういったかたがという部分については、メールで寄附をする情報のほかに、木古内町への思いだとかそういったことも書かれているかたがおりますので、多くのかたは木古内に家族が残っていたり友人がいたり、新幹線関連事業をとおして木古内と接点を持たれたかた、こういったかたが大部分を占めているようです。

また、リピーターにつきましても 10 名ほどおりますので、特産品そのものに魅力を感じていらっしゃるかたもいるのかなというふうに分析をしておりました。

期間限定でも海産物をとという助言なのですが、こちらのほうはいまちょうどヤママルさんに現在ふるさと納税ではないですが、一般的に販売流通しています「ほたてちゃん」、こちらのほうをヤママルさんの代表のかたから承諾をいただいておりますので、間もなくその準備が調うものと報告をさせていただきます。

ただ、ほたて以外の例えば獲れたての魚だとかそういったものは、商品の木古内町のこれというような何か目玉がなければちょっとなかなか商品化が難しいのではないのかなと私個人的には思っているのですが、そういったことにつきましては商工会さんだとか地元の一次産業のプロのかたです。そちらのかたの意見をいただきながら今後、反映が可能であれば特産品の一覧に加えていきたいなというふうに考えております。

次に、JTBさんの旅行チケットの件にも触れられておりました。この件につきましては、この制度の事業をはじめ当初から、副町長からも新幹線が開業したらグランクラスだとかの切符はどうだろうというような指示を受けていましたので、この辺の検討がちょっと上手く進めていないのが私の事務の手際の悪さなのですが、ちょっと心配なのがいま現在 10 万円以上の高額な寄附のかたに宿泊プランというのを用意しております。ただ、宿泊プランはまだ 1 件も申し込みがない状況の中で、こういった旅行関連の例えばチケットであればチケットだけになるので、そういったもので需要がどの程度あるのかというところを見極めた上で、この特産品に加える、加えないの判断をしたいなと考えておりますが、これも私個人の判断ではなくて、そういった旅行関連に長けているかたの意見を頂戴しながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

もう一つ、いまの現状の寄附額の実績を踏まえて、今後どのように寄附額を拡充していくのかと。この点、将来展望も含めてだと思われるのですが、一応目標としましては年度当初、28 年度の当初予算に計上しておりますのが、今年度予算策定の時の 27 年度実績見込みの倍額を予算計上をさせていただいております。400 件程度の予算を盛り込んでおりますが、はたしてこれが鈴木委員さんがおっしゃる木古内町の目標なのかと言われれば決してそういうことではなくて、これはもちろん上士幌さんだとかそういったトップクラス

の収入があればすごく良いことなのですが、町の事務局の事務処理能力これも踏まえた中で、いま総務のほうでこの事業を受け持ちさせていただいておりますが、総務のほうではかの事業を進めながらふるさと納税を進めるのであれば、この 400 件がちょっと限界であろうということで、目標ということではなくて我々の最大処理量というふうに理解をしていただきたいなと思います。これがもっともっと拡大をしましょうという議論が発展すれば、ほかの町でどんどん進んでいるのですが、町から民間への委託、隣の知内町も今年度から「さとふるさん」というインターネットサイトのほうに事業を委託をはじめたところでは、うちがそういった手放す議論はまだこれからになります。もし手放すのであればそういった大手のインターネット会社等ではなくて、町内の商工会を有効的に活用しようという話もありますので、この件につきましてはきょうはちょっと明言はできませんが、そういった拡充の議論の時には商工会さんを外せないというふうに考えております。

あと、特典の追加と今後の展望につきましては、いま 28 年度ことし 2 年目になりますが、昨年 6 月から丸 1 年が経過して、この事業についてこれで十分かと言われれば全くそのようには思っておりません。及第点にギリギリ達している程度というふうに考えております。

今後のふるさと納税の事業展開につきましては、ちょっと総務の片手間でやっているような状況だけでは限界がありますので、他課との連携を含めて、また町以外の民間の協力やサポートも得ながら、事業展開を考えていきたいというふうに考えております。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 全体的に理解をいたしました。あと通常、総務の皆さんにおかれましては、業務がある中で片手間という表現をされていましたが、大きなトラブルもなく非常に私の中では評価すべきなのかなとは思っています。

その中で 1 点、アンケートと言いますか何か木古内に家族が住んでいて、アンケート若しくはそういう思いを書いてくれたかたがいたとおっしゃっていたのですけれども、もしよろしければ今後の町の我々の行政側も議会側も外から見た木古内町の施策の参考といたしますかのためにも、個人情報伏せた上で木古内町の今後の施策の参考になるようなアンケートであれば、追加資料として思いとかをちょっと見てみたいというふうに思いました。以上です。答弁は特に入りません。

**平野委員長** ほか。

手塚委員。

**手塚委員** 手塚です。

2 点ほどちょっと聞きたいのですけれども、鈴木委員と重複する部分もあるかと思えますけれども。はこだて和牛の昨年の 7 月でほとんど品物がなくなったということですが、現在は入荷待ちの期間は短くなっているということですが、これは申込者に対して期間は短くなったみたいですが、それは全部対応できているのかどうか。

それと、返礼品に対するいまアンケートの話がありましたけれども、返礼品に対する意見や要望なども書き添えられているのかどうか。その辺も合わせてお答え願いたいと思います。

**平野委員長** 幅崎主査。

**幅崎主査** はこだて和牛の在庫が十分に供給できているかということのお尋ねなのですが、いま現在久上さんが主で取り扱いをしていただいております、はこだて和牛のラインナ



ップとしまして、サーロインと肩ロースと去年の途中から追加しましたはこだて和牛の高級部位以外のお徳用ということで、この 3 種類を提供しております。幸いサーロインと肩ロースが早く品切れになった時には、上手くお徳用だったりほかの和牛以外の特産品に希望があるようで、決して品切れ状態が全く弊害だということではないのですが、木古内町に思いがあるかたはそういったはこだて和牛が品切れであれば別なものも、みそぎの舞だったり別な商品にということがあるようです。実際、品切れ状態はいま長くても一週間から 10 日で、久上さんのほうにオーダーを入れればホクレンさんから半頭あるいは 1 頭として供給される状態でございますので、申し込みが相当殺到すればそれはどんな支援を受けても対応はできないのですが、いま現在の需要と供給のバランスは非常に良い状態というふうに判断しております。

もう 1 点、先ほどの鈴木委員さんからの質問に関連された質問かと思いますが、返礼品への要望等、先ほどの町への思い、そういった寄附者の声。これをお知らせするようなことはできないかということで、先ほどの続きになります。メール等で寄附されたかたについては、メッセージを伏して寄附をされるかたが何人かおります。その中でもメッセージの公表の可否を事前に求めていますので、メッセージの公表はいいですよと提供しているかたの木古内町への思い。こちらを一定程度溜まりましたらホームページ等で広く周知をさせていただきたいなというふうに考えております。

また、手塚委員さんからの返礼品への要望だとか場合によっては苦情、こういった声がないのかということで、こちら返礼品は今のところ幸い和牛にしてもみそぎの舞にしてもそのほかのいろんな特産品につきましても、大変好評をいただいております。メールのほかに直接電話で、「すごく良かった」という声を聞くこともあります。そういった声も含めて今後、商品の活用をそういった方面に利用していきたいなというふうに考えておりますので、先ほどのメッセージの公表と合わせていろんな公表の手法を今後検討させていただきたいと考えております。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いまのはこだて和牛の関係ですけれども、これは久上さんの扱っている部分なのだけれども、これは総務ではない産経のほうではこだて和牛に対する助成措置をしているという事業があるのですけれども、そちらの事業に乗っている久上さんが小売しているという捉え方をしているのかどうか。

当初、産経でやっている制度の中では、小売はしない。各商店、店をとおしての流通の中でそういう一つの助成、恩恵があるのだということだったのだけれども、これはそういう形をこの部分をとっていないのか。久上さんが独自で仕入れたものでやっているのか、制度事業でやっているのかどうか、わかればそこを。

それと、東京方面、札幌方面で約 120 件くらいあるのですけれども、これは例えば東京木古内会。東京方面であれば 96 件のうち、東京木古内会のメンバーの中で何人例えばふるさと納税をしたのか、札幌についても同様。その辺、そういう整理をしたものがあればちょっと教えてほしいと思います。

それから、先ほど議論があった芝桜の匿名の寄附の部分。これは例えば事業展開をもしたのであれば、そういう芝桜のところについて匿名の 100 万円の寄附があって、芝桜の整備に充当しましたという。そして、こんなに綺麗に芝桜がなりましたというやはり標

示が必要でないのかなど。そのことによって芝桜を見に来たかたが、そうしたら私もいくらか寄附をしようかという気にもならないかなど。

**平野委員長** 竹田委員、因みに芝桜の件はちょっと案件がきょうの調査とは別ですから。竹田委員。

**竹田委員** 先ほど、いまははこだて和牛の待ち時間が短くなってそんなに支障がないということだったのだけれども、リピーターが増えているということですから、より良くサービス適用するためには、6月に例えば納税をしました。返礼品を受けるのが1か月くらいの期間に限定しているのか、2か月の猶予があるのかという部分。その辺ちょっと知りたいです。

**平野委員長** 幅崎主査。

**幅崎主査** まず1点目のはこだて和牛に町からの補助費が算入されているかということのお尋ねなのですが、こちらのほうは久上さん単独で仕入れている分について供給していたというふうに考えておりますので、この部分については補助は入っていないというふうにいるかと思えます。

もう1点、久上さんの自前の肉が途絶えた時のホクレンさんの仕入れにつきましては、こちらは久上さんで仕入れているものでないものですから、その分ホクレンさんから若干割高な額で買い取るという形態で供給を受けております。こちらについても補助は入っておりません。

次に、東京木古内会あるいは札幌木古内会からの寄附者を把握しているかということなのですが、こちらまちづくり新幹線課のほうから東京木古内会等の名簿をいただいておりますが、照合がなかなか難しく。というのは、ふるさと納税の寄附控除のことを考えて、家族の名前で収入のあるかたの名前で寄附をされるかたが多いようです。なので、なかなか把握は難しいのですが大口の寄附者、資料の6ページ目に50万円という寄附を記載しておりますが、こちらの50万円のかたにつきましては東京木古内会の高木さんというかたが町にということで、特産品も何もいりませんからというような思いで寄附をしてくれたものです。いまの名前は、広報でもお知らせしているので、出しても大丈夫です。

札幌木古内会につきましても、先ほど言いました名簿の照合がなかなか難しいために、いまはつきり数字をお答えすることができませんが、どの程度いるかというのは非常に大事なことです。今後ちょっと手作業になるのですが、付け合わせをしていきたいというふうに考えております。以上です。

**平野委員長** ほか。

幅崎主査。

**幅崎主査** 答弁漏れがありました。

待機期間です。申し込みをされてからどれくらい待たなければならないのかということにつきましては、いま品切れ中になっていなければネット上で商品を提供するまでの期間をきちんと明確に記載しております。一週間から二週間程度ということで、いまは二週間というのは最大限遅くなった場合の一応保険的な期間として、概ね一週間前後で寄附者の手元に特産品が届くように配慮をしております。

また、はこだて和牛につきましては人気がありますので、品切れ中であつたとしてもいつでも構わないからということで申し込みがくる場合がございます。その場合には先ほど

説明させていただきました、ホクレンさんからの供給があればその時点を持って速やかに送付させていただいております。

**平野委員長** ほか。

吉田委員。

**吉田委員** 先ほど総務課の担当課の中で片手間でやっているという話で、ここまで上げてきたのは評価したいなと思うのです。

ただ、今後の考え方とすれば、上士幌に行った時には受付と苦情の係りが自治体がやると。物販のやつは、ほとんどある業者に全部任せるという形を取っているのですよね。逆にそのほうがいいのかなど。いまの仕入れを考えればたぶん総務課の中で全部やっているのですよね、あちこちに発注して。だから、その辺をどうこれから行政が考えていくか。そして、ふるさと納税がはたしてこれから伸びていくという今後の課題として一番ところなのです。その辺が今後難しいのと、それとその考え方がまずどういうふうになっているのか1点。

それから、10 ページのほうを見てほしいのですけれども、下のほうの 74 番の 15 万円寄附されているのです。希望事業が特にないのです。確かにこれはふるさと納税ですというのですけれども、普通の寄附行為なのかなという感じになってしまうのですけれども、その辺の考え方なのですよね。

それと、高額のは確かにこだて和牛と海産、これは 10 万円。20 万円以上なのか 30 万円以上なのか、100 万円も 200 万円も同じと。この辺の考え方を今後、やはり考えていかなければならないのかなと。先ほど、品目をもっと増やしていくべきなのかなという考えがあるので、その辺の考え方。3 点をちょっとお願いします。

**平野委員長** 吉田委員、因みに今後の考え方については先ほど述べたのですけれども、再度。

幅崎主査。

**幅崎主査** 今後の展望ということで、これから申し上げる答弁が私の立場で言ってもいいのかどうかというのはまた別にしまして、他市町村であればふるさと納税の事業をどこで持っているかというのは、企画部門が多いのです。企画部門と産経の観光部門、ここが連携してというのが形態が多いのですが、総務で事業を持つというのはやはりスタートが寄附金だということで、総務で持っているところもあります。うちの特にまちづくり新幹線課、幸い新幹線の関連事業がたくさんありましたので、そういったイベント関係の事業に長けた人達がこの事務にあたればもっと良いものを構築していけるのだろうなというふうに個人的には思っています。ただ、このあとここからはちょっと副町長の判断になるかと思うのですが、うちの町の機構が将来の職員定数の適正化を含めた見直しを今後、展開をされていくと思います。その時に、企画部門が総務部門と一緒にするというような案が事務能率改善委員会等でも出されているところなので、いまからちょっと手放すよりは総務のほうで持っておいて、そのあと一緒になったあとにスムーズに動き出すのかなと。この辺はあくまで個人的な見解というふうにご承知おき願いたいと思います。

いずれにしても、総務受け持ちで限界があるのであれば、よりもっと効果的に連携をしながらという考え方には相違ございません。そういうふうにしていきたいというふうに考えております。

もう1点、資料の10ページ目、下から3行目の15万円を寄附されたかたの返礼品が斜線になっているというこの部分なのですが、説明をちょっと簡単にしてしまったので省いたのですけれども、資料の6ページのところの非常に抽象的な表現で3番の特産品の内訳の一番下に、計191件と192件の申し込みに対して191件の特産品を返しているのですが、1件はこれは重複されているかたと15万円と20万円を別々に寄附をされたかたなのです。通常であればその場合には当然、それぞれ寄附を差し上げるところなのですが、寄附をされたかたから「分けたのは一部分はすぐ事業に活用してほしいから」ということで、木古内小学校の楽器等の購入に充てております。それで、特産品は最初「いらない」と言ってくれていたのですが、うちから送らせてほしいということで、2件の申し込みに対して1件ということで、ご理解願いたいと思います。

もう1点、高額の寄附者の考え方です。これは、確におっしゃるとおりで、特産品の返礼の目安を資料の6ページ目に記載をしておりますが、これ以上の10万円以上の寄附。どこからどこまでが高額にあたるのかというのは、ちょっとその都度件数も少ないものですから、上司の判断を仰いでその都度、こういった大口の寄附になると係りからのお礼ではなくて、ある程度立場のある人から面談なり電話なり、そういったお礼の方法になりますので、その時に寄附者から「うちでこういうような事業をやっているのですけれどもどうでしょうか」というようなそういう。その都度、良く言えば臨機応変、悪く言えば基準がないというようなことで対応させていただいております。今後も額の目安がはっきりしないものですから、そういうような対応をさせていただきたいと考えております。

**平野委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 去年からはじまったふるさと納税で冒頭、木古内はこれをはじめの時に、担当課からは納税等という観点からふるさと納税に対して積極的じゃないようなスタートに私は感じていたのですが、いまの話を知ると当然ながらふるさと納税は寄附金が多ければ多いほど我が町にとっては経済効果も合わせてプラスなわけですから、そういう思いから他市町も積極的にやっているところがまだまだ増えているという中で、担当課も考えとしては積極的になってきたのかなと思います。その反面、皆さんご心配のとおり業務に負担がなる。金額はもっと増やしたいけれども、業務が負担だからと進んでいく中での矛盾点になってくると思うのです。ですので、実際28年の現況を見ると、去年の同時期から見ても減なのです。去年はまして6月スタートからのたった2か月、今回は4月からの4か月で倍の期間があるにも関わらず、数は減になっていると。これを考えるともっともっと増やしていくためには当然ながら、労力も増えてくる。でも自分の総務課の業務に影響してしまうという非常に矛盾と言いますか空回り状況になってくると思うので、今回の予算委員会の中ではことし1年総務でという話をされましたけれども、私個人とすれば1年が終わらなくても早い段階で業務委託。先ほど主査が言われたような商工会等の連携をした中での業務委託を早い段階で考えたほうがいいのかと私個人的には思います。ほかの委員のかたがどう思われているかはわかりませんが、いずれにしても業務に支障が出ては困りますし、ただ件数は増やしてほしいですし、それを担当課としては答えるべく進みにしてほしいなと思いますので、よろしく願います。

それでは、ほかにないようですので、以上をもちましてふるさと納税についての調査を

終わります。

総務課の皆さん、ご苦勞様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前 11 時 47 分**

**再開 午後 1 時 00 分**

## (2) <病院事業>

### ・老健いさりび改革プランについて

**平野委員長** それでは、休憩を解き、引き続き会議を再開いたします。

午後からは、病院事業の調査事項ということで、小澤管理者並びに平野事務局長、東主査、ご苦勞様でございます。

早速ですが、調査事項は老健いさりび改革プランについてということで、資料が事前に配付されております。

早速、資料の説明を進めてください。その前に小澤管理者よりひとことございます。

小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** 医療と介護の世界はいま大きく動いておりまして、方向は在宅ということでございます。在宅に持っていけないと収益がどんどん下がるシステムが成り立つということに今後、さらに一層強く締め付けがくるだろうという状況にあります。

特に、消費税の増税が先延ばしをされたために、その収益で介護・医療の措置をしていたとだけというふうな予定が大幅に狂ってきそうです。私ども、厚生労働省のお役人の説明を注意して聞いているのですが、この間の学会でも行きましたところ、やはり消費税がやはり先延ばししたことの影響が大きいということになっております。

特に、もう2年後の平成30年は、介護報酬と診療報酬の同時改定です。そうすると、インターミッションと言いますかその連携が在宅に向けて連携です。それがどんどん強くなる方向性にあります。そういう点を踏まえまして、いまから先を見越した施策を立てていけないうこと、いろいろな苦勞をしております。

きょうは、その経過の中で皆さんにぜひ説明をしておきたいと思うようなことがございますので、どうかご審議をお願いしたいと思います。

**平野委員長** 続いて、資料の説明をお願いします。

平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** それでは、私のほうから今回の改革プラン策定にあたっての概要を説明させていただき、詳細につきましては資料に基づき担当の東のほうからご説明を申し上げます。

まず、老健いさりびの改革プランでございますが、病院については総務省のほうから今年中に北海道の地域医療構想を踏まえて必ず作りなさいというようなことで、これは総務省のほうから求められて作ります。

ただ、老健いさりびのほうについては、総務省等からの要請ではなく、今回小澤管理者のほうからご説明したとおり、自主的に作成するものであります。

作成しなければならぬ理由につきましては、28 年度予算の町政執行方針の中でもご説明をさせていただきましたが、現在、老健施設を取り巻く情勢が 10 年前にオープンした時から大きく変わりつつあるというのが実情でございます。

平成 27 年度の介護報酬改定におきまして老健施設におきましては、これまで以上より中間施設としての役割を担うというようなことで、厚労省のほうから求められております。

これまで老健につきましては、運営開始してから 10 年間経過しましたが、ほとんどと言っていいほど特別養護老人ホーム等と同じく、一度入所すれば最後まで施設にいるというようなことで運営をしてきております。

しかしながら、平成 24 年度の介護報酬改定から在宅復帰というキーワードが出てきて、平成 27 年度においては老健施設はもう終の住処ではなく、中間施設の役割を担わなければ介護報酬を大きく減らしますよというような改定内容が出されております。

これを踏まえまして、当老健いさりびにつきましてもこの間、在宅復帰型の老健施設へ移行しております。

在宅復帰型の老健施設へ移行することによって報酬がプラスになると。また今後、改定が予想される平成 30 年度においても、いまと変わらぬ報酬改定の運営が期待できるということで、渡島管内においてもパイオニア的な老健運営の在宅復帰型というようなことで、運営をしてまいりました。

本年 1 月に、在宅復帰型の施設には転換したわけでございますが、在宅復帰するということは当然、入所者数も少なくなってくるということで、この問題が現在出てきております。

入所者数につきましては、平成 27 年度ではこれまでだいたい 9 割稼働の 72 名前後で推移してきたのですが、在宅復帰を進めたことによって 65 名に減少したと。しかしながら、27 年度決算におきましては何とか黒字を確保しつつあると。しかし現在、引き続き在宅復帰をしている状況ですが、入所者数が 50 台まで落ち込んでいるというのが一つの課題であります。

もう一つの課題につきましては、介護従事者が不足しているというような状況です。この間、72 名の利用者数に対する必要数の介護従事者は確保してきたのですが、当老健いさりびで働いた中でケアマネ等の有資格者を取って転職されるかたが増えております。

また、高齢に伴い退職されるかたも増えてきており、この間、木古内町のみならず知内町の住民も採用する中で、何とか必要最低数の介護従事者を確保してきたわけなのですが、この 1 年間退職等が相次ぎ、なかなか充足されていないというような状況にあります。

これらの問題を解決しつつ、介護老人保健施設いさりびの経営が安定化を図るために、本年度老健いさりびの改革プランを作成するというような内容でございます。

今後の方向性につきましては、4 番の中でプランの骨子ということで出ておりますけれども、本日は現状老健を取り巻く課題について、委員の皆さんにご説明をした中で、今後のプラン策定について助言等をいただければというようなことでご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、詳細につきましては担当の東主査よりご説明申し上げます。

**平野委員長** 東主査。

**東主査** それでは、私のほうから資料の内容について、説明をさせていただきたいと思  
います。

それでは、表紙をめくっていただきまして、資料 1 の 1 ページをご覧くださいと思  
います。

資料 1 につきましては、介護報酬の関係でございます。介護報酬は 3 年に一度見直しと  
いうルールになっております。過去 3 年の実績について、今回は記載をさせていただいて  
おります。平成 21 年と 24 年がプラス改定となっており、24 年に在宅復帰の在宅強化型の  
加算というものが新設されております。27 年はマイナスの 2.27 %の改定となっており、  
処遇改善等のプラス改定を除くと実質マイナス 4.48 %となっております。老健ポイントと  
いうところで記載されておりますが、在宅復帰支援機能のさらなる強化として在宅復帰・  
在宅療養支援機能加算というものが新たに新設をされております。次回、平成 30 年度が診  
療報酬との同時改定となります。老健いさりびといたしましては、今後さらに在宅復帰の  
流れが加速していくことが予想されることから、同時改定を見据えて在宅復帰設営と移行  
してきているところでございます。

続きまして、2 ページ目をお開き願います。

資料 2 です。全国老健施設の形態別推移というところで、グラフと表を載せております。

平成 24 年度の改定時とその後の在宅復帰施設へ移行している割合を示したものでござい  
ます。これは、全国老健施設協会の調査に基づいた表となっております。およそ全国施設  
数で 3,600 施設です。また、この協会に入っていない施設もありますので、プラスアルファ  
はあるとは思いますが、全国的に見て平成 24 年度で従来型。従来型というのは先ほど説  
明がありましたとおり、特養というような形で入ったらずっと居られるというようなのが  
従来型としてありまして、24 年で 86 %の施設が従来型として運営しておりました。それ  
が、平成 27 年 10 月時点では 54 %となっており、全国的に見て在宅復帰施設へ移行してい  
きているというのがこの表でおわかりになるかと思えます。

続きまして、3 ページ目をお開き願います。

形態別介護報酬です。強化型、支援加算型、従来型というふうにして載せております。

強化型というのは、在宅復帰率 50 %以上、ベッド回転率 10 %以上、またその他に要件  
というものがああります。

支援加算型これにつきましては、現在うちの老健施設で加算を取っている中身なのです  
が、在宅復帰率は 30 %以上、ベッド回転率は 5 %以上、続いて従来型というのは、いまま  
で老健施設がうちの施設もそうなのですが、自宅に戻さないでずっと居るとというのが従来  
型というような形になっております。これにつきましては、報酬を見ていただければわか  
りますが青いところ、基本サービスが減額しているのがわかると思えます。27 年の 3 月と  
4 月の比べになっておりますが、青いところが少なくなっており、これが介護報酬が 27 年  
度でマイナスになった部分となっております。平成 30 年度の同時改定では、介護報酬が大  
幅に減額にされることが想定されることから、このまま同じような従来型の運営をしてい  
ると収入が減少することが予想されます。ですので、いままで 27 年度から取りかかっている  
在宅復帰型施設ということで、今後も運営していきたいというふうに思っているところ  
です。

続きまして 4 ページ目、資料 3 の職員数の推移というところでは、

平成 28 年 4 月時点の老健施設に勤務する職員数が 68 名で、施設長、管理者を含めた正職員数が 16 名、非常勤職員数はパートを含めて 52 名となっております。そのうち入所で介護にあっている正職員は 2 名、パート職員を含めた非常勤職員は 37 名の 39 名体制で行っております。通所につきましては正職員 1 名、パートを含めた非常勤職員は 7 名の 8 名体制で行っております。全体でフロアナース 2 名を含め 49 名で看護、介護、サービスを提供しているという状況になっております。

続きまして 5 ページ目、資料 4 を参照願いたいと思います。

入所の利用者定員は 80 名、四つのステーションからなっており、一つのステーション 20 名で施設の利用が可能となっております。各ステーションの利用者数 20 名を介護するためには、常勤職員 7 名から 8 名、パート職員 2 名から 3 名の 10 名の職員が必要で、職員 40 名と受診パート 2 名の 42 名が必要になるというのが現在の運営している定員数に伴った職員数の必要数となっております。

続いて、通所の利用者定数は 30 名で、職員は常勤 4 名とパート職員 5 名の 9 名が必要になるということで、この資料でいう一番右側の必要数、これが入所定員 80 名、通所 30 名の利用者数を見るための必要職員数ということで、記載をさせていただいております。

続いて 6 ページ、資料 5 になります。

資料 5 につきましては、介護職員の年齢構成表となっております。介護職員 49 名の年齢構成ですが、51 歳から 55 歳の職員が一番多く、11 名となっております。また、この 51 歳以上ということで括りますと 22 名ということで、半分ほどが 50 歳以上の職員となっていることから今後、5 年・10 年後の職員の確保に大きな問題が生じることが予想されます。

グラフで見ただけであればわかると思いますが、ちょうど水色になっている 26 %が 51 歳から 55 歳の職員数、15 %については 56 歳から 60 歳というような形で、およそ半分が 50 歳以上というような職員の年齢構成になっております。

続きまして、7 ページです。

利用者数一覧表ということで、資料 6 です。

この 1 年間、在宅復帰型へ移行をしてきたことにより入所利用者数が少なくなってきております。平成 26 年度の入所利用者数の一日平均利用者数が 71.55 だったのみ対しまして、平成 27 年度の一日平均利用者数は 64.66 人で、6.89 人減少をしております。

また、平成 27 年度末の実利用者数は 58 名で、平成 27 年度で 6 月に一番多くて 73 名という利用者数がありましたので、そこと比較すると 15 名の利用者数が減少したことになります。

また、平成 28 年 6 月時点の入所者数は 55.79 名過去最低の利用者数というふうになっております。ただ、入所者数が減ったということであればリスクしかないのですけれども、帰った中の人でうちの施設の短期利用者、または通所を利用しているかたも増えております。この中で見ていただけるとわかると思うのですが、短期については推移は 27 年と 28 年の 6 月ではそんな変わりはないのですけれども、例年から比べるとここは大幅に利用者が増えていると。

また、通所につきましても現時点で 15.81 と昨年度よりも 1.2 人ほど利用者数が増えているのは、これは在宅復帰を進める中での他の利用が増えているというような形になっているものでございます。



続きまして、8ページの資料7になります。

必要数及び職員配置内訳というふうなものとなっております。これが、入所の定員80名をAステーション、Bステーション、Cステーション、Dステーションというような形で割り振りしているものと職員数に分けたものとなっております。7月1日現在の利用者数を記載しております。7月1日現在で入所者は50名、短期利用者は3名となっております。

通所につきましては、1日利用者数平均で19名、要介護のかたで49名、予防のかたが13名で、計62名のかたが利用されているという状況となっております。

職員数につきましては、平成28年4月時点で4名不足しておりました。また、きょう付けで正職員の移動等もあり、また6月に常勤職員が1名退職していることなどから、7名現在不足している状況にあります。

またこの間、職員の募集も行ってきております。町の町政広報、またホームページ、防災無線による募集、近隣の知内町や当別地区、茂辺地地区への新聞への折り込み、ハローワークを利用しての求人募集等を行ってきておりますが、申し込みがない状況であります。

このことから現在、短期利用者を含め入所利用者数が60名に満たないことや職員が不足していることから、7月1日から四つあるステーションの1ステーションを使わず、3ステーションで運営している状況でございます。

続きまして、9ページ目をお開き願います。

資料8です。収支計画と実績です。

平成23年度からの計画と実績、現金残高についてということで記載させていただいております。

平成27年度までは、おおよそ計画通りに推移しております。また、平成25年度から3か年は経常損益で黒字を計上することもできております。

平成28年度につきましては、収支見込みで計上しております。入所者数52名ということで計上しております。このままの推移でいきますと真ん中にありますように、現金残高実績でマイナス2,700万円ほどになるだろうという見込みを立てておまして、このままで推移しますと資金不足が発生するという試算になっているところです。

収入計画・実績というところで、グラフを見ていただければわかりますが、28年度で大幅に収入が減る見込みとなっております。

また、10ページ目の一番最後の現金残高計画・実績というグラフですが、平成27年度まではおおよそ計画通りな現金の推移となっております。しかし、28年度では大幅に赤より緑の表が下に下がっているのがわかると思いますが、これが現金の推移ということでのグラフとなっております。

今後の方向性についてということで、プランの骨子ということで、収支計画の策定。または、介護職員の確保、入所定員の見直し、定数を見直した場合における西部4町との協議や閉鎖したステーションの後利用などを検討し、12月に老健いさりびの改革プランを改めて委員の皆様にお示ししていきたいということで、いまの資料を提出させていただきましたが、私からの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**平野委員長** 説明が終わりましたので、各委員より質問があればお受けいたします。

竹田委員。

**竹田委員** 老健の改革プランについては、町長の執行方針の中でも提示をされていた部分

ですから、こんな早い時期にこういう資料が提示になるというふうには思っていなかったです。6月の定例会で一般質問をさせていただいたのですが、福祉都市きこないをいかに全国あるいは管内・道内を含めた部分でのこういう広域的な連携を図っていかなければ、これからやはり人口減少が進む我が町として、やはり福祉の町を活かすためにはそういう術しかないのかなというようなことで、一般質問をさせていただきました。

これは、町長を含めて老健も含めた福祉関係のプロジェクトというかそういうもので、今後の対策についてどのような協議をしているのかなというふうに6月の議会以降1か月経過していますので、小澤管理者を含めてどのような行政内部の検討が進んでいるのかなというふうに思っています。

それと、最後に東主査の説明の中で、1ユニットを使っていないという。利用者が減少して50名台ですから、それも致し方ないのかなと思っています。ただ、抜本的な見直しをしないと利用者を迎えるためのスタッフ確保、介護職員を含めて人件費だけが膨らんでくるという現象がありますから、早くその辺も冒頭言いました全国含めた管内の状況も含めた部分との連携を本当に図るのか。近隣の町村だけで運営している老健ですから、その辺がどうなのかとちょっと見えてこないわけなのですよ。

それと、そもそも前回の委員会か何かで、まずは待機者がいないということがこれが一番大きなネックだろうと思うのですよね。それと、やはり人口減、高齢化率が高い、こういうもの諸々も加味をして、全国から迎えるのであれば4ユニットを活かす術を施策しなければいけないわけなのだけれども、それが思うように進まないということになれば大幅な改革、ベッド数の減をしなければいけないのかなというふうに思います。

そして、合わせて当然減にしたら、その後どうするのかという。ですから、一般質問でもしているように、サ高住の検討だってこれからしていかなければならないというふうに思うのです。合わせて見直しをするのであれば、そういうことも含めてやはりあれしなければいけないのかなというふうに思っています。

ただ管理者、私は老健というのは在宅復帰型の施設だと中間施設だとわかって老健をやはり整備しているのですよね。それが、なぜここ何年かの経過の中で、在宅復帰加算の制度ができたりそうすることによってあめ玉をくれるような制度にどうして変わってきたのかなというのがいまになってちょっと頭をかしげるのですよね。だから、そもそも根本的な部分はやはり人口減とそもそものパイが少なくなっている、高齢化率が高いという部分を視点を含めて、本当に老健をどうするのだという考えがもしあるとすれば、いまの段階でやはり打ち出したほうがいいのかと思っています。

**平野委員長** きょう出していただいた資料は、今後の改革プランを策定するにあたっての今後のいろいろいま竹田委員の聞きたいことは、まだきょうの資料には載っていないところなのですよ。国の計画等々の質問もありましたが、答えられる範囲で。

平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** まず、改革プランの策定にあたって事前に説明をするというのは、本来であればあまりあり得ないのですけれども、委員がおっしゃるようなある程度骨子ができてからこんな方向性でやりますというのが本来あるべき姿なのかなと思いますが、今回事前にご説明したのは、やはりいま抱えている課題を委員の皆さんに知っていただいて、プランの骨子にも書いてあるように介護職員の確保ができなければ、入所定員の見直

しもせざるを得ないというような大きな方向転換もあり得るといったようなことを事前にご説明したく、このような機会をいただいております。

ただ、基本的にステーションを閉鎖するという事は、その分収入が減ることですから経営的に好ましくないので、まず第一には委員がおっしゃるように、介護従事者並びに看護師を確保して、現状どおり 4 ステーションで運営をしていきたいというような方向で追求はしていきたいというふうに考えております。

また人口減、高齢化率が高いので今後、全国から迎えるような方法等も含めてというような考えでありますけれども、これは今後老健の中のチームなり、今後もしかすれば町と協議をする中で、地域包括ケアの構築の中で考えていければいいのかなというふうに思います。よく老健施設を公営で設置をしているのは、全国でも 31 箇所くらいなのです。これは、どこの公的施設も抱えている問題で、じゃあどのように在宅復帰をしていけばいいのかんというのは、かなり厳しい課題でありまして、この資料に載っている多くの老健施設は民間の老健施設なのです。こちらの施設については、当然病院もありますし老健もあります。

そして、後方支援である小規模対機能施設や高齢者下宿なども抱えておりますから、上手くそれぞれの施設を回す中で、在宅復帰というのを維持しているわけなので、当いさりびのように後方の施設がない中で老健施設を在宅復帰に持っていくとすれば、純粹に自宅に帰っていただいてそこで一月生活をしていただくか、若しくは在宅復帰型の施設と言われているサービス付高齢者住宅、いわゆるサ高住に入っただいて、そこで一月過ごしていただいてまた戻っていただくというような方法しかありませんので、かなり在宅復帰型施設になるのは厳しいということをご認識いただければと思います。

最後のほうにご質問がありました、何で国のほうが老健をいまさら中間施設として役割を求めているのかと言いますとこれは、これまでいろんな研修会や各新聞報道などを見た中で私が持っている認識とすれば、現在、高齢化率が高いのはあくまでも過疎地域です。しかし今後、都市部でも高齢化率というのはどんどん高くなってきます。特に、関東等の首都圏においては現在、そんなに高くないのですけれども、これからだんだん高齢化率が増えてくれば施設が足りなくなると。特養・老健、足りなくなります。というようなことで、老健施設を在宅復帰にしましょうということで、介護報酬の抑制も図られるというようなことで考えておりまして、総論で言いますといかに社会保障費を抑制するかというようなことで、在宅に戻ってもらいましょうというようなスタイルになっているふうに私は感じ取っております。

冒頭、小澤管理者もご説明をしましたが、今回、消費税率の引き下げがまた延期になっております。消費税率 1 % を引き上げると 2 兆円の歳入が入ってくるのですけれども、そのうち半分は社会保障費に 1 兆円回すということになっていますから、3 年間で 3 兆円の歳入が少なくなると。2 年後の平成 30 年度には診療報酬、病院の医療費の改定と介護報酬の改定がありますから、この分国家予算が確保できないということになりますので、平成 27 年度の介護報酬で出されました従来型の老健の基本サービス費は、ほかの在宅強化型、在宅支援型に比べて大きくマイナスになっておりますので、このマイナスが一層加速するということも考えております。

ですので、従来型の施設として淡々といままで同様に収入は減ってもいいけれども、施

設運営はしていくというようなことでやったとしても、10年後にはいまと同じように経営が成り立たないというようなりスクもあるというようなことで、それならば在宅復帰型施設にして収入の確保も図りつつ、国の政策の流れに乗っていったほうがより住民サービスに沿った施設運営ができるというようなことで、今回改革プランの策定をする次第でございますので、ご理解をしていただければと思います。

**平野委員長** 小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** 老健を考える時、何のために老健がこの地域で必要かということを基本的にもう一度考え直す時期なのだと思います。

というのは、満床にして利用者をフルに抱えて、そしてやる必要があるのではなくて、本来老健でやる在宅と病院をつなぐ一つのパイプの中間の役目としては、有能な機能をはたせばこの地域に取っては一番それが望ましいことではないかと思います。ですから、いたずらに定数を充足するというところに走らずに、本来の目的に沿って考えるという視点をやはりこの中でもう一度皆さんに考えていただきたいと思います。

したがって、老健が新設される時に80名という環境と現在の利用60名の利用を考慮しておりますが、それとは環境が大いに違ってきています。ですから、そういう環境の中で本当に何床がいいのかという基本的なことからもう一度皆さん考え直していただければありがたいと。そうすれば、解決は自ずから見えてくるのではないかと。確かに、都市部は急速な高齢化で人数もたくさんありますから、都市部の施設は足りなくなりますから、例えば木古内みたいところに都市部からそういう人達を呼んでくるという方法はあります。たぶんそういうふうなのがもう7・8年後には起こるだろうと思いますが、しかしそうすることによって住民が本当にこの町の施設としてそれでいいのかという基本的な問題もそこで同時に考えていただければと思います。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 当を得ない話をするかもしれませんが、いま竹田委員からもいろんな状況の中でこういった案があるのじゃないかというようなことも踏まえながら、また一方では事務方のほうの平野さんからは総合的な部分でいくと、満度な形の運営が一番いいのだよと。それは、もちろん経営者からすると全くそのとおりだと思いますし、ただ一方ではいま小澤管理者が言われたように、やはりあり方を考えなければならない時期にきているのだということも非常によく理解できます。

問題は私は、ここ何年間の老健のパート者の動きを見ていますと、前回もこの席でいろんな人間的な問題でご説明があったのですが、問題はやはり何してもいわゆるパート者を確保できない、あるいはケアマネも含めて、それが確保できないというのが現状の実態だと思うのです。それがいま言ったように、いろんな機関をとおして募集をかけているのですと。ただ、いまいまは誰1人として募集はありませんという回答ですけれども、その辺をやはりどうなのでしょう。施設運営の中で、いままでもう既に50半ばあるいは50以上のかたが大半なわけですから、そういう長い目で見るともう先が見えているというような状況になるのですけれども、こういう部分もどう考えているのかなと。ただ、少なければ1ステーション削るよという見方もあると思うのですけれども、この辺の人の問題は一番大きいと思うのですよね。運営していくにも人がいないと運営ができないというのがまさにそのとおりだと私は思っているのですけれども、その辺の抜本的な見方、あるい

は構造的な見方をやはりどういうふうにして人材を確保していく。いま言ったように、他町村含めてやらなければいけないという部分もあるでしょうけれども、実際に私どもの地域からもケアマネージャーとして活躍をされているかたがいるのですけれども、このかたは残念ながら知内町なのです。こういうやはりいろんな状況はあるにしても、要するに処遇の問題だとかいろんなことはあると思うのです。そういうのはもう私どもで計り知れない部分はあるのですけれども、まず何回も申し訳ないのだけれども言うのですけれども、見てもらう人がいないとやはり入所者だって当然、逆を言うと取れないわけですよ。こういういままそういう悪循環になっているのではないのかなというふうには私を感じているのですけれども、こういういわゆる介護の一番底辺であるパート者の人材育成。いろんなそのことがあると思うのですけれども、この辺をどういうふうにつまえているのかお話を聞かせていただければと思います。

**平野委員長** 平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** 新井田委員さんからのご質問でございますけれども、やはりこれまでは特にこれといったアクションは起こしてきていないというのが実情です。足りなくなればハローワークなり町政広報などで募集をしてきたというようなことで、何とか足りない中でも充足されつつあるというところでございます。

しかし今回、この改革プラン策定にあたり全体で協議をした中では、やはり何が足りないのかということも含めて再度、賃金なのか労働条件なのかということを含めて、検討しているというようなことになっております。

現在、介護従事者の初任給について学校、そして管内の施設を調査している状況であります。この中で、当施設が著しく賃金条件が悪いということであれば、当然見直しもしていかなければいけないのかなというようなことで調査中でございます。

またもう1点については、木古内町の出身者のかたで、函館市等で介護従事者として働いているかたもいらっしゃいます。これらのかたを木古内町で働いてもらうためには、事前に小学校・中学校なりから職場体験などをおして、介護老健施設もそうですけれども、病院の看護師も不足しているわけですから、地元にはこういう職種がありますというようなことをPRするなどして、高校を卒業したあとに木古内町に戻って来られるようなシステムを作ればいいのかなどというようなことも検討しておりますので、これについても次年度以降、各学校等々と協力をした中でやっていきたいなというふうに考えております。

また、行政サイドとも移住・定住対策等もありますので、空き家対策を活用する中で、函館市から介護従事者として働いているご夫婦等がいる場合については、木古内への移住なども検討してもらえるような施策をできないのかどうか、この改革プランの介護従事者の確保というような項目の中では、検討してまいりたいというふうに考えております。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 平野さんのいま言いましたけれども、わかりました。そういう活動を大いにやっていただきたいですし、ただ私が個人的に思うのは、言葉としては非常にいろんなことを言えるというようなことはもちろんそうですけれども、ただ必要なことはやはり施設内のいわゆる「輪」というかそういう人間関係。処遇改善もまさにそうですけれども、そういう部分というのは非常に大事だと思うのです。だから、いろんな使われている人はいろんなかたのタイプがいるわけで、動きが速いとか動きが遅いとかあまりしゃべれないと

かしゃべるとか、いろんなタイプは当然あると思うのですけれども。しかしながら、それはやはり職員さんが総括をしながらきちんとそういう「輪」を保ちながら、おそらく私もいろいろ現役でやってきた中では、非常に人間関係というのは一番大きい部分があるので。だから、そういういわゆるメンタル的な部分というのは非常に大きいと思いますので、この辺をやはりきちんともう一度、また今後に向けた活動の中に一つ入れていただいて、施設とすればこういう方向でいきたいとそういう思いを中に入れてもらって、今後の人材確保に努めてもらえればなとそんなふうに思っています。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** 職員の補充と職員が足りないですという中で、例えば資料の 7 のところを見ていますと、A・B・C・Dのステーションがありますよと。だけれども、入所者が少ないのでステーションの一つは使っていないということですよ。ただし、これは職員の必要数が足りないが故にというように取られる部分ある。そうすると、将来例えば在宅支援の部分考えた時に、満度に職員を増やして、そして職員を足りない部分を補充して、そして 80 名の四つのステーションを稼働させるというのがいいのかどうなのか。何かちょっと疑問符が付くように私は感じるのです。その辺がこれからの改革プランの中に、どんなふうに持ってくるのかということだと思えるのですよね。職員の足りない部分を何だかんだ例えば補充をするといっても、なかなか大変だということでもありますし、であれば四つのステーションのうちの一つを例えば減らすという考えの中で、現有勢力の職員の中で切り盛りをしていくという方法もこれまた有りだろうというような考えもあるのではないのかなと思うのですけれども。たぶんいま改革プランが、今回これが出てきましたよと。こういう事情の元に、改革プランを作成しますということですよ。だから、その辺の方向性はもう出ているのではないのかなという気がしないでもないのですけれども、どんなものなのでしょうか。私はわざわざ職員を増やさないで、いま現状のスタッフの中で例えば 1 ステーションを廃止というのかしてもそのほうが得策ではないのかなというような気がしないでもないものですから、その辺方向性がたぶん出ていると私は感じているので、その辺の考えを教えていただけませんか。

**平野委員長** 平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** 方向性はまだ出ておりません。検討段階で又地委員さんが言われるようなことは、数字上をはじいております。やはり手法として一番要因なのは、現状のスタイルに合わせて運営をするということですから、又地委員さんが言われるように、一つのステーションを休止して 3 ステーションで運営をした場合と。ただ、これが収支状況を考えますと、一つのステーションを休止すると 4,000 万円くらい収入が減ります。そうすると赤字が増えますので、老健のいまの現金残高からいくと当然、赤字の補てんができないということになりますので、そうすれば病院事業での補てんというようなことになりましたが、病院事業も 4,000 万円というような大きいお金は 5 年・10 年と出すのも厳しいということもありますので、縮小するのは最終手段としつつ、何とか介護従事者の確保と適正配置によって 4 ステーションを運営できないかというようなことで、この間、老健の中に設置しております経営管理会議の中で検討しております。

現在、その中で案として出しているのが、看護師を現在各ステーションに配置をしているのですけれども、この看護師を一つのステーションに全て集めると。集めた中で、これ

まで入所として引き受けてこなかった比較的医療度の高い入所者数を見ることできないかというようなことを現在検討しております。具体的に言えば、透析患者や胃ろうの患者さんを看護師がいることによって対処できるというメリットもありますので、これを検討してみたいと。

ただ一方では、在宅復帰も継続していくわけですから、このかたが在宅復帰をできるかどうかというようなバランスもありますので、現在は収入を確保するために何とか 4 ステーションで維持していきたいというようなことで、検討をしている最中でございます。

こちらのほうが必然的に厳しいということであれば、縮小をせざるを得ないのですが、縮小をした場合には後利用として何ができるのか。施設基準から渡島保健所のほうからほかの施設に転用した場合の許可ができるのかというような諸々の課題もクリアしていかなければなりませんので、今後年内までお時間をいただいた中で、最善な方策を検討していきたいというふうに考えております。

**平野委員長** 小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** 基本的なことを申し上げたいと思います。

一つは、老健の利用ということについて、住民が十分に理解をしてもらっているかどうかといった問題があると思います。老健はそれなりに目的を持っていますので、その目的に沿うような使い方をしてほしいと思うのです。ところが、そういう認識が住民の中にはまだ行き渡っていない。そのためには、我々の努力もそうですが、行政を絡んで町全体でやっていかなければならない。町おこしの運動の一つとしてやっていかなければならない。町おこしそのものは、地域包括ケアシステム運営そのものがまちづくりのシステムなのです。そういうふうに生活支援と住宅をひっくるめた形で、地域で包括ケアを十分に回す中で、老健の良いというのが出てくるだろうと思います。ですから、いまのところ非常に中途半端な形で運営をされているのが、こういうふうに運営上も上手くいっていないということが大きな原因だと思います。

それから、60 にしてもいいのですが 60 にした場合、建物を建てた時の借金がありますので、そのためにあれが大きくなるのしかかっているわけです。いまのままの借金を返さないでもいいのであれば、たぶん上手くいくと思います。ですから、そういうことも視野に入れながら私は定数を減らしてもいいのかなというふうなことをちょっと考えております。

ですから地域包括ケア、病院もそうなのですが、そういったものをどういうふうに町としてのグランドデザインを作っていくか。それによって介護、医療者、看護師はどれぐらい必要なかといったものを 10 年計画でもあるいは 15 年計画でも構わないのですが、そういったビジョンを町民に示して、それで皆さんの意見を求め、その方針に沿って計画的に職員を育成していく必要があると。募集をしても絶対だめですから、来ないということがわかっていますから。では、育成するのにどうするかと。先ほど言いましたように、高校生が来て見学をしてくれたらば、そういう人に育英資金を出しますよと。しかも老健の職員は、50 以上の人が半分くらいいるわけですから、10 年かけて何を増やせばいいかというのはもうわかっていることなのです。ですから、もっと計画的にやらなければいけない。そのためには基本的に、グランドデザインがなければいけない。新幹線のあとに私は、地域包括ケアだと思っています。それは、まちづくりそのものなのです。ですから、委員の皆さんもぜひそういう視点で、地域包括を見直していただきたい。そうすることに

よって、老健も病院も上手く回ります。特に松前の病院がだめになりますから、そうしたら福島からこっち側はたぶん松前には行かなくなります。行っても手が回らなくなると思うのです。そうすると、この地域としてもうちちょっと広域で地域包括を考えてもいいのではないかという大きな構想もあります。それは、我々の能力の範囲を超えていますので、町村同士でどういうふうに包括を持っていくのか。病院を中心にしなければ包括は回りませんので、幸いここにはきちんとした病院がいまのところありますので、それを活かして育てていただくという方法をぜひ考えていただきたいと思います。

**平野委員長** いま現在の職員が 7 名減だという説明があったのですけれども、いま四つのステーションを当然ながら継続していきたいという話ですけれども、いまの現状の入所者で三つのステーションで 7 名くらい空いているのです。仮に例えばそれ以上の現在申し込みの人が来たとしたら、いまの人員で四つ目のステーションを開けるのですか。現状では三つしか無理だということなのですか。

東主査。

**東主査** まず、定員 80 ということで回っていますので、ここを仮に 60 にする場合ということも先ほど事務局長なり管理者が話している中で、保健所のほうにも当然法的なものもありますので、いろいろ相談をできております。

保健所から言われているのは、職員が足りないので 60 名にするのはだめだと。あくまでも定員 80 名なので、80 名を受けられる体制の中で、利用者が少なければ利用者をつどこかに集めるとかというのは全然問題ないと。80 が職員が不足しているので、80 を見られないということであれば、そもそも定員を 60 にいまからしなければならぬという話です。いま 8 月時点で、35 名の職員がいます。この 35 名では無理ですが、フロアナースもおりますので、フロアナースを入れた中での定員 80 名を見ることは可能です。ですので、仮に 60 名を超えた場合に利用者さんが利用したいということの中で、60 を超えたとしてもいま現時点では対応はできます。ですので、これがいまいる職員数で対応できないというふうになった時点で、もはや 80 の定員を見られないということになりますので、ここは法的な手続きをしていかなければならないと。ただ、この手続きをする場合においても当然、この 4 町との協議だとか南渡島圏域での協議等々が必要になりますので、1 か月・2 か月でできる話ではないので、いまはあくまでも 80 定員で回すという前提の中で、職員を募集していかなければならないというようなのが現状でございます。以上です。

**平野委員長** それと、もちろん在宅ありきだというのが最初から建てた時からそうだったと思うのですけれども、管理者が言うように町民を含めて我々もそこまでの在宅在宅と意識がなかったのです。竹田委員が言うように、当初は中間施設という言葉を使ったのですけれども、それは在宅ありきだけれども長くも入れるよというきつと意味だと私はとったのですけれども。過去には、長く入っていた人もいたと思うのです。いま時代が変わって在宅をメインにしなければ収入が減るというふうにおっしゃいましたけれども、その結果がいま現在の入所者数の減で、結局経営としては大変だという悪循環になっている状況だと思うのです。

それで、一番知りたいのが在宅を推奨して、パーセンテージが何パーセントだったら介護報酬が上がるのかとか、いまの現実の経営状況で、元々は 70 台前半をキープしなければ経営が成り立っていかないのだよということで、ずっと話をこの委員会の中でもしてい



たのです。現状を在宅にいかないで長い人を含めて入れて、70 人ぐらいをキープしても逆に収入が減るからバランス的にはおけないのだよとか具体的な経営としての数字というのですか、収支バランス。その辺の数値がわからないと単純に、例えば在宅に進めなければ何らかの罰則があるものなのか、経営上は大変なので在宅にいけるのだけれどももうちょっと居させたらどうなのだろうかとか、本人の希望とかもちろんありますから。その辺の収支バランスがどうも見えてこないのですよね。そういうのを一覧じゃないけれども、説明ができるあれはないですよね。

小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** 資料の 3 ページを見ていただけるとわかるのですが、強化型と支援加算型で条件が書いてあります。これは、入所している人をみんな回さなければいけないということではないです。一部を回せばいいのです。ですから、長くいる人はそのままなのです。現実にそうです。ただ、回せる人を効率良く回していくということだけで、少なくとも支援加算型は取れるのです。ですから、いまやっているのは新加算型ですから、ベッド回転率を 5%、それから在宅復帰を 30%という比率は確保できます。ただ、この上があります。それが強化型と言われるもので、これはハードルがさらに高い。こうなった場合には、かなりやはり回転率を上げていかなければなりません。ですから、長い人がなかなか置けないような状況が招来する可能性があります。ただ、長いかたは高齢なかたが多いですので、長い年月が経ちますと順々減ってまいります。ですから、新しく入れる時の条件さえきちんとしていけば、何年か後にはきちんと強化型になれるという見込みであります。ですから、このパーセンテージだけをご理解いただければいいのではないかと。

**平野委員長** いまこれだけ人口減も進んでいて、強化型にするということ为先ほどから管理者がおっしゃるとおり、地域包括ケアが確立してからでなければ、先に老健が在宅在宅と進んで、じゃあその後どうするのだということが構築されていなければ、今度先ほどから町民サービスと言いますけれども、逆に町民サービスから外れてしまう可能性もあると思うのです。

小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** 全くおっしゃるとおりです。ですから、私は 1 日も早く地域包括のシステムを確立してほしいということを前から私が来た 3 年前から、もう 3 年半になりますが。はじめて来て私が三つの柱を、いまそのうちの 1 本の柱が地域包括ケアの支援ということでスタートしていますが、未だにまだ町民の皆様の関心がいま一つ上がってこない、私の努力が足りないのかもしれませんが。そういったところをぜひ早くやっていただきたい、1 日も早くシステムを動かしていただきたいと思います。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 質問の前に小澤管理者と委員長のほうからだいたい私の考えていた部分の答弁が出ていたのですけれども、ただ小澤管理者から本来の役割、病院と在宅のパイプ役、町民の目的の認識、グランドデザイン、地域包括ケア、いろんな大切なキーワードが出てきたと思います。

その中で、今回やはり議題は老健いさりび改革プラン策定についてということで、老健いさりびの改革プランを策定する中で、もちろん独居老人のかたがいま町民に何人いて、その中の何割が一度入ったことがありますよ、いま在宅に住んでいますよと。もちろんそ

ういうデータも把握されていると思うのですけれども、町民のかたの声はやはりおっしゃったように、目的の認識の違いで出なきゃいけない。出ている間、1 人の場合、家族の負担がかかる場合、前後の環境の整備。これは、先ほど管理者がおっしゃったように、地域包括ケアの全体的なお話になってくると思うのですけれども、その前後の環境整備の連携の部分も策定の中で、できることは盛り込めることがもしかしたらあるのかなと思ひまして、もちろん全体的に進めなければいけないと思うのですけれども、老健いさりびの改革プランを作成する中で、前後の部分をぜひとも町民の声もありますので、いまできること。最終的な目標はおっしゃっていただいたとおりでと思うのですけれども、いまできることとして町民のかたの声をどのように集めるのかというのをちょっといろいろとまたご検討をしていただければと思っております。以上です。

**平野委員長** いまの入れる条件、基本は在宅に向けて 30 %、若しくは今後は 50 %向けたいという中で、要は元気な人と言ったら変ですけども、人を入れてどんどんどんどん回転をしていきたいというのが理想だと思うのですけれども、現状の入れるラインというのは決めてあるのですか。

小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** 入所する時に、入所判定委員会というのがあります。その条件は、リハビリをやって 3 か月後にどれぐらいの目標を到達できるかと。その目標は在宅に向けて自立できる目的ということを条件にしています。もしそれがなければ、それじゃ家庭で誰がどういうふうに面倒を見て在宅に持っていけられるのかと。そういうふうなことを総合的に判断をするということになっております。ですから、以前の入所判定委員会とはかなり様変わりしました。新しく入るかたはそういう視点で入っていただいていますので、どうしても入れないかたが何人かは出る可能性があります。私は、老健の入所判定委員会と言っていることは、断る理由を探すのではなくて、どういう目的でどこまでの目標であればその入所者は可能であるかということを引き出して、それを社会がそのあとをどういうふうにサポートできるか。家族でもいいですし、隣の家でもいいですし、民生委員でもいいです。そういった人達がどの程度サポートできるか、そういう体制が整えるように、相談員にも帰ったあとまた見てくれと言っているのですが、なかなかそうは上手くいっていないというのが現状です。

**平野委員長** 因みによその施設ですけども、木古内の恵心園さんの入所状況というか待ちがどのくらいあるとか情報は把握していないのですか。

平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** 待機状況のほうについては、保健福祉課のほうで把握しております。ただ、特養施設については中重度の介護認定を受けている者でなければ入れないので、それ以外の者も申請はしているので、実質何人かというのはちょっと。80 人ぐらいは登録はしているというようなことは以前聞いたことがあるのですが、その中で実際対象になるのは何人かというのは、うちのほうではまだ把握はしていない状況です。実際、特養というのは中重度の介護度 3 以上のかたが対象になりますので、それ以外のかたも申請はしているということなので、実際対象になるかたが何名というのは把握はしていません。

ただ、ここ 1 年ぐらいは恵心園を退所されると必ず老健のほうに声がかかって、老健から特養に動いて行かれるというかたが結構おりますので、かなりもう実際の待機者数とい

うのは少ないのではないかなというふうに思っております。

**平野委員長** 正確な数字じゃないと思うのですがけれども、私が聞いたのは恵心園さんはいま現在入れないと。老健さんもいまの話の聞くと、在宅に向けて審査を受けた人じゃなきゃ入れない。木古内町で施設に入れられない人は、結構いる状況なんじゃないですか。その現状を当然老健さんは、病院事業として経営者として今後の町の方針としてのいま考えは十分理解しますが、竹田委員がよく言う福祉の町ということ掲げた時に、実際困ってそういう施設に入りたい人がこの町にはないというのが現実の部分とあるじゃないですか。その辺の考えを町としては今後、どう考えていますか。ちょっと間違っていたらすみません。

副町長。

**大野副町長** いま特養の待機者状況等について話が出ていますので、把握している内容についてお話をしたいと思います。

特養の待機者は、30名程度登録がありますが、ほぼ中間施設に入っているかた、老人保健施設、あるいはサービス付の高齢者住宅。入っているかたに声をかけてもなかなか入所が進まない、「いまのところ安定がしていますので」ということで。それで、登録の時期は直近のかたになりますけれども、在宅ですぐ入れる人で要介護3以上のかたに話がいっているという状況です。ですから、待機者はいるというふうな表現上そういう公表はしていますが、実際にはほぼ待機者が一桁台。ですから、そんなに待たずに入れるというのが現状です。これは、西部4町にも同じような状況が生まれつつある。最初の話の中で人口減少ということが言われていますが、その中で函館市や北斗市を除いて、函館北斗、七飯を除いた地域というのは、待機者がそう多くはなく特養にも入れる条件が生まれているのかなと。

老人保健施設ですが、在宅復帰型ということで支援型に移行をした木古内のいさりびについては、「長く入所ができません」ということをご家族に話をすると、「それでは困る」ということで、それで施設的には市内のこれは北斗や函館ですけれども、長期間入れそうな中間施設、受け入れますよということの施設がありますから、在宅復帰型を標榜していない施設のほうに紹介をしていると。残念なことに入所希望があったとしても、先ほど管理者がおっしゃっていましたが、「3か月のリハビリで在宅復帰をするのですよ」と、「家のほうでお迎えくださいね」と言った時に、「それは困ります」ので函館に行っている状況があるということ認識してもらえればなというふうに思います。

その中で、いま支援型で80床というのが本当に必要なかどうかということを含めて検討がされているという状況です。老人保健施設は、平成17年に80床で建設した時に木古内の人口からしては80は多いということで、知内・福島・松前の住民のかたが入る施設ということで、広域型の認定は受けていませんが、根っこでは知内・福島・松前それぞれで在宅介護福祉計画というのを作っていますから、木古内の施設に入るのでよというような数字を載せていただいています。その数字についても、どちらかというとは入所型、いわゆる長期で入れるという認識で話が進んでいますので、現状の特養が少しこの地域では待機が短くなってきているとは言えるものの、まだまだ当時は入れないという状況でしたから、木古内の施設に長期で入らせてもらえるということで、各町で知内・福島・松前は10床程度という数字を入れているわけです。そこの調整も必要です。知内・福島・松前に「在宅復帰型施設で、うちは支援型でやりますよ」という話をした時に、「それだと家族

は困るよね」という話を実際に現場の担当者は受けています。そうは言ってもやはりいまの老人保健施設の本来型の運営、そして報酬が減額されるという現実を見た時に、そこに踏み入れていかなければならないという状況の中でいま進んでいるわけですので、きょう委員の皆さんからたくさん意見をいただいて、それを入れ込んだ今後の改革プランにしていきたいということで提案を申し上げていますので、ぜひこれからこのあとも議論をよろしく願いいたします。

**平野委員長** ですから、いま言った木古内で受け入れられない人を函館の中間施設に紹介する。いわゆる、その人達ですよね。その人達が入る場所が木古内にないという話です。

副町長。

**大野副町長** ご家族も在宅復帰を求めているのです。

**平野委員長** だから、在宅復帰を目指している人じゃなくてです。

副町長。

**大野副町長** だから、函館を紹介せざるを得ないのです。

**平野委員長** だから、木古内にはそういうのが入れる施設はないじゃないですか。

副町長。

**大野副町長** 老健は、在宅復帰を目指していますが 3 割ですから。その 3 割名のかたは長期ということも有りです。入れるのです。そこが、その枠が空いたとすれば。そこが微妙な入所判定委員会で、いまこの人を入れて 30 %をクリアできるかどうかということも含めて、検討をされていると思います。

**平野委員長** だからそれは町の経営上、収支のバランスで割合を保たなければならないという事情であって、家族にしてみるとそんなのは変な話関係がなくて、要は自分もおばあちゃんの面倒が見られないからしばらくの間でも 3 か月で出てくると言われれば困るという家族もいるわけじゃないですか。でもその人達が結局条件が合わないからいま副町長が言うように、函館へ紹介する。ということは、木古内に入れるところはないということですよ。函館に紹介をするということは、そういうことですよ。

副町長。

**大野副町長** ですから、全くゼロというわけじゃないのです。老健で入れる状況もあります。ありますが、いま支援型ですから 3 割は復帰させようという考え方ですから。もっといま管理者がおっしゃっているのは、地域包括ケアというのはこれは一般論ですけれども、まずご家族がいて要介護者、介護度 3・4・5 のかたを面倒を見て、もう面倒が見きれなくなって施設に入れたいか入ってほしいということで申請をするというのが従来ケースです。これは一般論です。そうではなくて、家族がどんなに頑張っても難しいのであれば、在宅に復帰したサービスをヘルパーであれ、訪問看護であれ、いろんなサービスが在宅に行くことで生活が成り立つ、本人の安定的な生活も成り立つ。そういうような状況を作っていきましょうというのが包括ケアですから、そこに向けて住民のかたが理解をしてくれればいいのです。理解ができるというのは、それは自宅に引き取るです。でも自宅に引き取れない場合には、サ高住ですとか介護付住宅ですとか、そういったサービスをどう作り上げていくかです。それは、いま高齢者の意向調査も終わりましたので、そのまともまりが先週ですか出てきています。これをどういうふうに表現をしていくかというのは、これから包括ケア会議の中の調整会議です。代表者会議の中でまとめていこう

というふうに思っています。それは、これからの展開です。

**平野委員長** ですから、その地域包括ケアが構築されて、在宅しても木古内町は安心なのですよと、そこは目指しているところだとそれはわかります。でも、現状そこまで構築されてなく、実際家族は在宅されても困るとかじゃなくて、実際面倒が見られないと。仕事もしていたり本人も体調が悪かったり、そういう人が困って相談に行くじゃないですか。そうすると結局、我が町のパーセンテージ状況によっては、断ざるを得ない状況が発生してくる。それを函館に紹介するわけですよ。木古内町に入るところがなく、函館まで行かなきゃいけないというのが家族の言い分に当然なりますよね。ゼロではないとおっしゃいますけれども、実際その時期はゼロなわけです。

平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** うちのほうで入所を断るとかというように以前に、基本的に在宅復帰型の施設ですから、うちに入っていてリハビリを受けて、現状の身体機能を維持する中で3か月を経過した場合については、在宅復帰なので在宅復帰型の施設に一度行っていただきますと。家族の受け入れが困難であれば在宅復帰型の施設、いわゆるサ高住に移っていただいて、そこで1か月過ごして、もう一度老健のほうに入れますよというように説明はしていますので、うちで受け入れられませんからどこか違うところというようなことは基本的にはないというふうに考えていただければと思います。

ですので、うちの後方型の施設として北斗市のほうにサ高住がありますので、そこで1か月過ごしていただく。介護度4・5のかたについて2週間過ごしていただければ、もう一度木古内の老健に入ってきた中でやるということはできます。

そして当然、高齢者ですから在宅を繰り返していくうちに、だんだん身体機能が低下してきますよね。そうした場合に、うちで受け入れないというようなことでもなく、きちんと在宅復帰をやってきた中で、身体機能がある程度在宅に戻れないというような場合は、先ほどから説明しております30%の枠の外もありますので、そこで老健に入所していただくというように一定の基準というのも作った中で、運営していくというふうになっていますので、基本的に木古内に住まわれているかたが木古内の老健施設のサービスを受け入れられないということはないような方向で、施設運営はしてきておりますのでご理解ください。

**平野委員長** いま説明をされた3か月经ちましたよ、でも在宅ができないので1か月間よそに行くというのは、この要は30%をクリアするための3か月スパンのローテーションのために1回出所したというやりくりの話ですよ。因みに、いま停止している1フロアありますよね。そこをそういう施設に転換するというのは、やはり同じ建物内では無理なものなのですか。

小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** そうです。サービス付高齢者住宅、そういうふうな運用の仕方もあるかどうかと思いますが、あれにも施設を新しく整備をしないといけませんから、あのまま使えるというわけではありません。そうすると、高齢者下宿にするかとかという話もいろいろありますが、その使い方についてはやはりこれからもうちょっと検討をしなければいけないと思います。

ただ、在宅の人が身体機能が弱ってきてどうしようもないということで施設を利用する

のは、少なくともいさりびの使い方としては間違っているわけです。体が丈夫なうちに入っていて、また丈夫になって帰っていくという理由の仕方がいさりびの本来の利用の仕方です。ですから、市内の開業のお医者さんでも家族が困りましたからどうにかして引き受けてくださいという頼み方をします。それは大きな間違いです。お医者さんですらそういう認識ですから、一般の人はましてやそれはわからないと。

それからもう一つは、高齢者で在宅がどうしても困難な人はやはりどこかに行かなければならないだろうといま委員長のお話ですが、必ずしも在宅で面倒を見てくれる人がいさえすれば、在宅で居られるわけです。独居であっても隣の人、あるいはコーディネーターとか厚生労働省でそれなりの人に要請をしようというふうにしていますから、そういう人達がいれば可能なわけです。その人達が毎日確認をして、体が弱ってきょうはどうも食欲がないようだったら一定の場所に連れてきて食事を与えて、食事を与えたあと回復がしなかったら2・3日泊まったらという身近なところに、そういう面倒を見る施設さえあれば在宅でいけるわけです。それが皆さんお聞きと思いますが、小規模多機能型在宅介護施設と言われるものです。小規模多機能型というのは、朝に行って元気がなければ連れてくる、主に食事を与える、そして元気になれば帰ると。そうでなければ泊める、宿泊も可能な施設です。定員が25ですから、25の高齢者が集まった地域でなければペイしませんので、そういうところに造ろうと思えばこの町で大きな集落のあるところを探しますとだいたい8箇所から9箇所くらい小規模多機能型を造りさえすればいま言ったように、独居であっても面倒を見られるきちんとした施設ができるわけですから、それは可能になるわけです。ですから、やりようによってはそういう施設を造るという方法もあります。因みに、横浜市では3・4年前から市内150箇所ですそれを造ろうと、もう完成しているはずで。そういうふうにすると在宅は可能です。ですから、そういうことを含めてやはりもうちょっと具体的に、町が計画を立てていかなければいけないのだろうというふうに思います。それは、財源がなくなりましたので公助と言って、公の制度上は救えるお金がない。あるいは、共助と言って介護保健でもなかなか難しい。そうすると、互助と言うとお互いに助け合う。隣の人も隣の人も助け合う。だから、町おこしなのです。それで、いままでそういうような制度に頼っていた人達も自分の財産を使って自分の介護をする。必要なものを自分で買う。それが自助です。そういうふうなシステムが個人的なものにだんだん下がってきています。ですからそういった認識を、老健に入る人も所得や通帳まで調べられるのはそれです。そういうふうにはもう動きはじめましたので、今後ますます行きますから、もしそういうふうな方向で言えば私が先ほど言ったように、小規模多機能型の施設を町内に何箇所か造るという計画を何年計画でも構いませんが、造るという方法も一つのやり方ですので、在宅が不可能ではなくて在宅が可能である方法というのは必ずあるはずで。皆さんの知恵を絞っていただきたいとします。

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 先ほど病院の事務局長から9ページの財政計画の中でのコメントで、27年度については内部留保で何とか補てんができると。ただ、いま28年度の今後予測の中では△になる。その財源不足については、病院が補てんしなければならないだろうというそういう言葉を聞いて取りあえず病院と一体計画、事業としての取り組みの中でのあれですから、とも

すれば老健の入所者が少ないという状況からして経営はどうかのだろうという。赤字補てんを一般財源を投入しなければならないのかなとちょっと思いもあったものですから、その辺については先ほど事務局長のコメントで安心しましたので、よろしく願います。

それと、どうも 1 ユニットの減にするという一つの要素として、スタッフ不足が主たる部分でユニット減にしなければならないというふうな議論が飛びかっているのだけれども、ここはやはり先ほど副町長が言ったように、そもそもの待機者というか入所する候補者というか、そういうかたが木古内を含めては少なくなっている、いないという状況。

先ほど小澤管理者も言っていたように、やはり渡島西部。福島までは何とかやはり老健に入所をしているのだけれども、松前町になればほとんど介護に近い。いま 1 名くらいいるのかな。松前はただ老健がないのだけれども、民間のサービス事業者がものすごく多いのですよね。10 くらいあるのかな。それで、老健の本来であればそういうリハビリをして在宅復帰をしなければならないような人であっても松前町から 1 人も入っていないというこの実態。今後、老健の担当ではなく保健福祉のほうの介護保健のほうとの連携の中で、やはりもう少し渡島西部にすごく声をかけていかなければいけないのかなというふうに思うのだけれども。ただ、やはりユニットの減が入所者がいないのではなくて、スタッフが集まらないからあれている。だけれども、80 床の施設に対して 55、これでは経営的なことを考えればいくら在宅復帰型の 30 %をクリアしておまけがあっても採算が合わないのではないのかなと思う。そうなればそもそもの入所するパイが少ないということであれば、抜本的な見直しが必要かなというふうに思うのですけれども、スタッフが集まらないからユニットを減しなければならないという議論ではないような気がするのですけれども、その辺はどうかのですか。

**平野委員長** 平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** まず、前半に意見をいただきました資金不足が生じるというような見通しなのですけれども、10 ページに書かれているようにこのままの入所者数でいけば 2,800 万円くらい資金が足りなくなりますというようなことですので、議会のほうでは一時借入金の規律は頂戴はしておりますけれども、どこから一時借入金を持ってくるかというようなことは、当時では決めておりませんので、この辺につきましては病院事業から持ってくるのか、それとも違うところから持ってくるのは、万が一の場合については補正対応で議会のほうに上程したいというふうに考えております。

ただ、基本的には病院事業のほうからは持ってくるというような考えでありますけれども、これはいろいろ協議をする事項がありますので、いまの段階で病院事業から持ってくるかというようなことは、断言できないというようなことをご理解いただければと思います。

松前町の状況を竹田委員さんのほうから言われましたけれども、松前町を木古内町のほうに 10 枠ということで 80 床の中の一つなのですが、おっしゃるとおり松前には特別養護老人ホーム南殿荘がありますので、特養条件は当町と変わりないと。ただ、民間の老人福祉施設がかなりありまして、現状で 200 床ぐらいの施設を有しています。ですので、当いさりびにつきましても、入所者数がかなり減ってきているということで、居宅事業所や渡島西部の保健福祉課長の窓口に行き、介護度が付いていて老健施設を利用されたいかたについては、ぜひ木古内町の老健に紹介していただきたいということを定期的に行ってお

ります。

しかしながら、松前町についてはもう町内でほとんどの希望者を対応できるような状況にありますということで、なかなか木古内には紹介できませんよというようなことを言っておられます。ですので、当時 10 年前につきましては、民間の福祉施設もありませんでしたので、木古内町というのも選択肢の一つだったのですけれども、現状、松前町については地元の町で完結できるような状況にあるというようなことですので、この辺も情勢が大きく変わってきていると。

ただ一方と言われる高齢者数につきましては、北海道のほうで策定しております地域医療構想の中では、渡島西部 4 町における人口は減少しつつも、70 歳以上の高齢者数は今後 10 年間は横倍ではないかというふうに言われていますので、今後の各自治体の施設状況が変わらなければ入所者確保に向けては、かなり厳しいですけれども、60 以上での運用もできるのかなというふうに考えております。

また今後、各種国の制度が替わる中で、療養型の老人保健施設がなくなるという話もありますし、精神病の病床もなくなるのではないかというようなことを言っていますので、それらも踏まえた中で老健施設に適用するかどうかは別としても、60 床でいかず 80 を目指すというような方向性も選択肢の一つとしてはまだ残していきたいなというふうに思います。

竹田委員さんがおっしゃるように、入所者数が少ないので改革プランを策定するのではないかというようなご質問ですけれども、それと合わせて冒頭に説明をしたように、介護従事者の確保もかなり困難極めていますので、この両方を見極めた中で基本的にはやはり安定した経営をしていかなければならない。病院事業についても、前年度は経常収支で黒字を確保しましたが、あくまでもこれは交付税制度というものがあって黒字を確保しておりますので、この交付税制度が大きく変わるということであれば、経常収支の黒字の継続というのかなり厳しくなりますから、基本的には公営企業法の独立採算制に基づいて、そこを追求した中で計画を策定していきますが、それが厳しいというようなことであれば、先ほどからご意見を頂戴しておりますが、定数の見直しというようなところにも踏み込んで、計画を策定していきたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

**平野委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、以上をもちまして、病院事業のいさりび改革プラン策定についての調査を終了いたします。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2 時 32 分

**再開** 午後 2 時 51 分



### 3. 意見書

＜北海道森林・林業林産業活性化促進議員連盟連絡会＞

・林業・木材産業の成長化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

＜ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会＞

・「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書

・特別支援学校の「設置基準」を求める意見書

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま休憩の中で、意見書 3 件について審議をいたしましたところ、1 件目の林業・木材産業の成長化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、こちらは採択いたします。

続いて 2 件目、「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める陳情、こちらの意見書についても採択いたします。

3 件目、特別支援学校の「設置基準」を求める意見書案につきましては、不採択いたします。

以上、本日の審議の中では 3 件中、2 件の意見書を採択いたします。

それでは、以上をもちまして、第 5 回総務・経済常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、若山総務課長、田畑主査、幅崎主査、小澤病院事業管理者  
平野病院事業事務局長、東主査

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志